

ハーグ条約に係る
当事者間の二国間共同調停に関する
委託調査報告書

公益社団法人 日本仲裁人協会

平成27年3月10日

目 次

I.	はじめに	- 1 -
1.	本報告書の目的	- 1 -
2.	報告の概要	- 1 -
3.	本調査の目的と方法	- 7 -
(1)	本調査の目的	- 7 -
(2)	本調査の方法	- 8 -
II.	二国間共同調停の概略	- 10 -
1.	二国間共同調停の仕組みと意義	- 10 -
(1)	二国間共同調停の仕組み	- 10 -
(2)	二国間共同調停の意義	- 11 -
2.	共同調停の設計・実施に当たって日本調停に関して考慮すべき事項とその検討	- 12 -
(1)	現行法コンプライアンス	- 12 -
(2)	日本の調停機関による実施可能性	- 13 -
3.	二国間共同調停実施に向けての制度設計における共通の事項	- 14 -
(1)	各国共通の事項	- 14 -
(2)	成立合意の効力等に関する問題の比較	- 15 -
III.	イギリスに関する調査結果及び二国間共同調停に関する制度設計の研究	- 18 -
1.	イギリスに関する調査結果	- 18 -
(1)	イギリスにおける ADR の状況	- 18 -
(2)	イギリスの ADR 機関の状況	- 19 -
(3)	業務内容	- 20 -
(4)	設備体制	- 21 -
(5)	財務面	- 21 -
(6)	リユナイトの実施する調停	- 21 -
(7)	調停実績	- 25 -
(8)	リユナイトのハーグ調停・パイロット・プロジェクト	- 26 -
2.	モデル書式	- 28 -

(1)	合意書案（リユナイトと日本のADR機関間の共同調停実施に係る了解事項）	28
(2)	当事者の調停手続参加同意書	30
3.	共同調停実施における手続に関する基本了解事項	39
(1)	日本における調停機関とリユナイトとの関係	39
(2)	事案の打診	39
(3)	共同調停人同士のコミュニケーション	40
(4)	個別事案の適格性判断に関する審査－スクリーニング	40
(5)	スクリーニングの手続完了前に、当事者に書面を差し入れてもらう	41
(6)	スクリーニングの具体的手法	41
(7)	当事者の調停を行う意思が重要であること	43
(8)	調停の場における弁護士の立会いは、相手方の同意があるときのみ	43
(9)	共同調停の日数と時間	44
4.	その他の検討事項	45
(1)	共同調停費用の実施機関による負担	45
(2)	当事者からの書面の提出等について	46
(3)	合意についての裁判所への持ち込み	47
(4)	具体的事案の可能性の検討	47
IV.	ドイツに関する調査結果及び二国間共同調停に関する制度設計の研究	49
1.	ドイツに関する調査結果	49
(1)	ドイツにおけるADRの状況	49
(2)	ドイツのADR機関の状況	50
2.	ドイツとの調停に関する書式案	62
(1)	合意書案（MiKKと日本のADR機関間の共同調停実施に係る了解事項）	62
(2)	調停手続参加合意書	66
3.	共同調停実施における手続に関する基本了解事項	72
(1)	日本における調停機関とMiKKの調停人との関係	72
(2)	共同調停についての情報提供	72
(3)	調停人の指名・推薦	72

(4)	共同調停人同士のコミュニケーション	- 73 -
(5)	調停人の役割	- 73 -
(6)	調停の対象事項	- 73 -
(7)	個別事案の適格性判断に関する審査 –スクリーニング.....	- 73 -
(8)	スクリーニングの費用	- 74 -
(9)	調停の場における弁護士の立会い	- 74 -
(10)	共同調停の日数と時間	- 74 -
(11)	共同調停のツール.....	- 75 -
(12)	共同調停費用の実施機関による負担.....	- 75 -
(13)	当事者から提供された情報の共有方法について.....	- 75 -
(14)	合意の裁判所への持ち込み	- 76 -
(15)	証拠の制限.....	- 77 -
(16)	言語	- 77 -
V.	米国に関する調査結果及び二国間共同調停に関する制度設計の研究.....	- 79 -
1.	米国に関する調査結果.....	- 79 -
(1)	米国における ADR の状況	- 79 -
(2)	米国の ADR 機関の状況.....	- 80 -
2.	米国における ADR の制度設計	- 88 -
(1)	米国の ADR 機関との二国間共同調停の制度構築の可能性	- 88 -
(2)	日米間におけるあり得べき二国間共同調停の制度設計.....	- 89 -
3.	メリーランド州私的調停人が使用している調停参加合意書.....	- 92 -
VI.	結語・今後の課題	- 105 -

I. はじめに

1. 本報告書の目的

一般に、国際家族紛争の解決においては、調停を含む、当事者の合意に従った解決のプロセスの重要性が指摘され、家族に関するハーグ条約の多くも、このプロセスの利用を奨励している。子の奪取に関する 1980 年ハーグ条約は、特に子の利益の保護という観点からも、合意に基づく解決の促進を奨励している。しかし、その実現は必ずしも容易ではない。関係当事者が複数の文化的バックグラウンドを背負っていることに起因する相互理解・意思疎通の困難さという事実問題だけでなく、それぞれが複数の国・法域に帰属していることから生じる法律問題の複雑化は、合意の達成をめざす場合に克服しなければならないハードルである。これらに加えて、子の常居所地等への返還あるいは子への面会交流という問題が、遠隔地に所在する当事者間で発生した場合には、合意のための協議の実施についても特別な考慮を必要とすることになる。特に、遠隔地外国当事者との家事事件増加に鑑みると、子に関する紛争が発生した場合の遠隔地当事者間の協議を実施するための有効な機会提供は、より重要な課題になる。

本報告書は、外務省の委託に基づき、イギリス、ドイツ又はアメリカに所在する当事者を一方とし、他方当事者と子が日本に所在する場合を念頭におき、これら当事者間で発生するハーグ条約上の返還・面会交流に関する問題について、二国間調停による解決プロセスを検討・設計することを課題としている。報告担当者は、本報告書に先だって、国際家族紛争に関する私的調停による解決の実務的可能性について研究するとともにパイロット事案を扱いその成果を、「国際家族紛争に関する私的調停の研究」(財団法人法務研究財団報告書)として公にしている。今回の課題は、同研究の成果に基づき、同研究が対象とした私的調停の内、パイロット事案で実施した遠隔地間二国間調停につき、その 1980 年ハーグ条約事案における実施を中心にして、その実務的実行の基礎を、相手国毎に検討・設計しようとするものである。

2. 報告の概要

- (1) 本報告はハーグ条約において、この任意の返還を確保し、又は問題の有効な解決をもたらすための適当な措置をとることが中央当局に義務付けられていることを背景として、そのような措置の一つとして、外国人当事者にとってもより話し合いの機会を得やすいよう、日本の ADR 機関と海外の ADR 機関が連携して協議のあっせんを行う二国間共同調停の制度の設計を目的にして行った調査の報告である。

調査は、共同調停相手国として、イギリス、ドイツ、アメリカを候補とし、各国における調停制度の実態、各機関の現状、各機関の利用する共同調停実施に関する合意文書及びわが国が一方当事者になることについての国内の法的課題等についての文献調査、文献調査を踏まえて、不明箇所のより明確化を含むより踏み込んだ調査のための、相手国調停機関等とのメール、電話などによる通信調査、そして、各国の ADR 機関等を訪問して、実態現状についてのヒアリング及び共同調停設計のための協議を訪問調査によって行った。訪問は、本年 1 月に、調停相手候補国に 2 ないし 3 名の担当者チームにより行った。

- (2) 本調査が主に対象としたのは、二国間共同調停のうち一方の国の当事者と調停人と、他方の国の当事者と調停人との間の通信を遠隔通信手段を利用して行う調停協議の実施条件である。このような調停の実施のために、相手国に調停機関が存在する場合には調停機関毎の実施条件を検討することとし、機関の選定が難しい場合には、アドホックな調停の実施条件を検討することとした。実際、スクリーニングの仕方一つを取っても、調停実施機関によって、それぞれの慣行があり一律に条件化することは容易ではない。遠隔地所在当事者を念頭においた二国間共同調停は、遠隔地に由来する一箇所の調停場所への移動・滞在に伴う実際上の困難の克服とともに二国間の法制度・法文化、生活習慣・思考の相違から生じる問題を両国調停人の参加により解決に導こうとするものである。
- (3) 二国間共同調停の実施にあたってわが国において考慮すべき主な事項としては、現行法に照らしてのコンプライアンス及び諸調停機関による実施可能性がある。前者については、外国調停人の参加が弁護士法 72 条に抵触しないかが問題になり得るが、外国調停人は外国に所在していても弁護士法の適用の域外にあるのではないかという点だけでなく日本人調停人が弁護士である場合には日本弁護士との共同あるいは助言を受けて参加しているとも取扱うことができるのであり、弁護士会ないしこれに準ずる ADR 機関が実施する以上違法とされるおそれはないとみられる。日本の調停機関が実施する場合には、調停人あるいは助言者として弁護士が参加すること、遠隔地通信手段のインフラが整っていること等とともに調停において外国語が使用できることが要件として検討されるべき課題となる。

二国間での実施条件にはバラエティーがあるものの条件として定めるべき事項については共通点が見出される。共同調停の費用負担の負担者、個別事案の適格性審査(スクリーニング)の位置付、守秘義務とその遵守方法などが挙げられる。また、二国間調停の実施において、考慮が必要になる事項としては、成立合意の効力ないしその強制履行の方法に関する事項、守秘義務の義務付

け方法、調停協議への代理人の関与・出席についての関係国における法制度あるいは慣行の相違とその調整などが論点として指摘される。

- (4) イギリスでは、家事事件での調停の利用を促進することを目的にした関連法令の制定も進んでいる。2014年には子に関する手続の申立においては、事前に Family Mediation Information and Assessment Meeting への出席義務が課されることになった。調停人は、私的機関が提供するトレーニングを受けて認定を得るなどしているが、弁護士資格は調停人の要件とはされていない。

本調査では、国際家事事件に関する調停提供機関として著名なリユナイトを対象とした。1987年に設立され主に国際的な子の引渡しに特化したサポート活動を行っている。調停はその一部門で7名の調停人が登録されている。

ハーグ条約事案の調停に関しては年間20件程度を専門調停人によって取り扱っている。これとともに、子の奪取あるいは奪取のおそれに関連して毎日24時間でアドバイスを提供している。

オフィスには調停室待合室も設けられまた電話会議やスカイプのための設備も備えている。

財務的には、寄付、業務収益も一部となっているが、主に、法務省、外務省からの拠出金を財源している。

リユナイトによる調停の特徴は、当事者への手続の説明その意向確認などのために電話によるスクリーニング、ハーグ条約を勘案して最大3期日とする調停期日、交互あるいは同席による調停方式、通常2名の登録調停人、法的アドバイスは推奨されるが同席は認めない代理人の関与、英語の言語とし、成立合意は覚書として作成し、英国裁判所の命令とし、あるいは相手国での手続により執行力付与を図ること、調停手続は秘密保持され裁判手続で利用されないこと、7、8歳以上の子については意見を聴取することもあること、DBのおそれがあるばあいには顔合わせがないような配慮をすること、申立案件については中央当局、裁判所と連携することなどである。当事者が負担する費用は3時間宛3期日を実施した場合には750ポンドであり調停人の旅費日当等に充てられる。費用負担はハーグ案件については資力にかかわらず公的扶助の対象となるが、子がイギリスから日本に連れ去られたケースは対象外である。公的扶助は、合意成立の場合の成立手数料、通訳を付した場合の費用もカバーする。

2002年から2014年までの調停申立件数は775件、内実施件数は145件で、国別ではスペイン、フランス、アメリカが最多でありこれに、ドイツ、オーストラリアが続いている。他のADR機関と共同した二国間共同調停の実績

としては、当協会との間で実施したパイロット調停がある。

なお、リユナイトは、ハーグ条約手続と並行して実施する調停手続についてはパイロットプロジェクトを実施し、結果を公表している。そこでは、調停参加が連れ去りの黙認とみなされないこと、調停は条約上のタイムフレーム(申立から 6 週間)に合致するよう実施されること、相手国当局や当事者への信頼が不可欠であること、両当事者が合意した場合にのみ実施されることなど二国間調停設計において勘案されるべき条件が示唆されている。

イギリスとの調停実施に関してはモデルとして、リユナイトと日本の ADR 機関間の共同調停実施に係る了解事項についての合意書案及び調停手続参加合意書(別添調停実施条件)を、リユナイトとの間で協議し、成案を得た。

そして、共同調停実施における手続に関する基本了解事項の合意書案は、日本の調停機関が複数ありそれぞれとの合意書締結が前提とされているが、変更は最小限にとどめたいこと、他方モデル案へのリユナイト側からの変更要請がなされることも禁じないこととの条件が表明された。実際の調停への付託に関しては、リユナイトがイギリス調停機関となる場合のプロセス、調停人選任後スクリーニング開始前の調停人間意見交換、スクリーニング手続についての当事者への説明、スクリーニング完了前に当事者から調停同意文書の提出を受けること、スクリーニングの具体的進め方、当事者の調停を行う意思の確認の重要性、調停での弁護士の立ち会いは当事者が希望し相手方が同意した場合に限ること、共同調停の期日の時間指定(日英の時差を考慮)、共同調停費用の算出とその負担、一方当事者からの事情聴取または書面受領の場合の対応、成立合意の裁判所への持ち込みと持ち込まれるまでの法的効力の日英の相違、返還事案と面会交流事案の調停に持ち込まれる可能性などについて協議がもたれた。

- (5) ドイツでは、家事事件での調停の利用を促進することを目的にした 2008 年 EU 指令に基づき 2012 年にドイツ国内実施法が制定された。調停人は、弁護士資格を要件としていない。中央当局からの TP への連絡は、中央当局が LBP を代理して返還申立を行うという制度抑制的な内容となっている。ハーグ条約調停の実施は MiKK が積極的に支援し、TP から連絡があった場合には調停についての丁寧な説明を行っている。

本調査では、国際的な子の引渡しに関する調停に特化した専門的な非営利団体として 2008 年に設立された MiKK を調査対象とした。

MiKK は調停を支援するが調停を実施するのは MiKK に登録している調停人である。97 人が登録されていて 26 カ国語に対応している。事務局は 4 名で調停の段取りにあたる。

オフィスは事務局スタッフの執務のためのもので、調停室や電話会議の施設などは備えられていない。

財務的には、支援会員からの会費及び調停人などからの寄付の他補助金も受けている。調停人報酬は、MiKK を通さずに、調停人に直接支払われる。時間制が基本で、調停人 2 名による 2 日を超える国際調停の場合は、4,000 ユーロ程度になる。ドイツでは、裁判が継続した後の調停については公的扶助の対象となるが、子が日本へ連れ去られたアウトゴーイング・ケースについてはドイツ国内での裁判手続きが行われないため対象とはならない。

MiKK が支援するハーグ調停は、裁判所からの紹介も少なくない。質問書に対する回答を受けて調停人を選定する。スクリーニングにより調停の進行や通訳の要否についても判断する。スクリーニングの前に当事者からの同意書の提出は求めず、調停人側から調停を拒否する場合もない。裁判期日が指定されている場合にはその前、2、3 日間集中的に期日を開催する。調停開始前に、当事者双方から Agreement to mediate への署名を受ける。調停は二国間共同調停として実施するが、原則として男女、法律・心理教育の専門家であり、一方当事者と国籍を同じくする調停人が選定される。短期間にすすめるため明確なタイムテーブルを作って進行する。調停は、返還だけでなく、監護権、養育費、居住場所などについても対象とする。調停成立時点では、覚書を作成し、弁護士助言を得ることを条件に法的拘束力を有する合意とする。裁判所に持ち込むか否かは当事者の協議合意による。調停が不成立の場合には、調停での話し合い内容は裁判所に伝わることはない。2013 年には 159 件の相談を受けた。このうち MiKK の支援する調停実施数は 18 件で、成立したのは 5 件であった。

ドイツとの調停実施に関してはモデルとして、MiKK と日本の ADR 機関間の共同調停実施に係る了解事項についての合意書案、調停手続参加合意書を、MiKK との間で協議し、成案を得た。

しかし、MiKK からは、具体的な調停については、調停人の裁量による部分が多いとの条件が表明された。実際の調停への付託に関しては、MiKK がドイツ調停を支援する場合のプロセス、調停人を MiKK が推薦後に当事者が選任すること、調停人間の速やかなコミュニケーション意見交換、調停人の中立性と当事者合意が基本であること、調停対象事項の範囲と財産問題が含まれる場合の取り扱い、スクリーニング手続・費用、調停での弁護士の立ち会い、共同調停の期日と時間指定（日独の時差を考慮）、共同調停のツール（特に遠隔地通信手段の活用）、共同調停の費用の算出とその負担、一方当事者から提供された情報の共有方法、成立合意の裁判所への持ち込みと持ち込まれるまでの法的効力とその当事者への説明、証拠書面の開示制限、使用言語などにつ

いて協議を行った。

- (6) 米国は連邦制を採用しており家族法の実体法手続は、州の管轄に属する。家事調停も州によっては、積極的に推進されている。調停人の資格も州ごとで異なるが一般的には特別に要求される資格はない。もっとも、裁判所の調停人リストに掲載されるために研修の終了等が要求されることがある。

調停機関も、置かれていない州もある。全国レベルでは、民間の非営利団体が存在せず、調停人や実務家が参加するが調停を実施することはない。ハーグ調停を含む国際家事調停を実施しあるいは調停人を紹介する ADR 機関の存在は知られていない。中央当局である国務省は、インカミング・ケースの面会交流事案についてロースクールのリーガルクリニックによる無料調停を紹介するが、私的調停の紹介はほぼこの場合に限られている。米国法曹教会(ABA)は国際法部に国際家事調停タスクフォースを設置して中央当局と連携協力の下にハーグ条約実施のためのメンバーによる会合を開催している。活動の一つは米国における国際家事調停の最良の実行のためのガイドラインをまとめることであり 2012 年には草案をまとめた。また、国際家事調停のための研修を実施している。国際家事調停を実施する機関の存在が知られていないため、特定の機関を念頭においた調査結果を得ることはできなかった。家事調停一般に関し州レベルで行われている実務の状況としては、調停人リストの存在、調停場所としての弁護士事務所あるいはコミュニティ事務所の利用、調停人の費用は時間制が多くプロボノ活動の場合には無料調停として行われるが公的扶助は存しない、スクリーニングを実施することは一般的であるが実施態様は調停人により異なる。手続きは、私的調停の場合には手続参加合意書により裁判所併設調停の場合には裁判所の規則による。調停を同席によるか別席によるかは調停人の選択による。弁護士同席の有無は当事者の意思による。調停人が単独か共同かは当事者の意向とコスト負担により選択される。調停期日はトライアルの期日があればこれを考慮して設定されるもある。通常は一回に 2、3 時間の調停を数回行う。電話スカイプによる調停は調停人と当事者の判断による。調停での成立合意は裁判の決定を要する家族事項を除き、合意としての法的拘束力を有すると考えられている。その範囲は州毎に異なる。

米国の現状に照らすと、日本と米国の ADR 機関がハーグ条約事件のための二国間共同調停制度を構築することは困難あると考えられる。そこで、ABA タスクフォースの協力を求めつつ調停手続きの要件、米国調停人へのアウトリーチなどについて助言を得つつ私的調停を実施することが現実的であると考えられる。その際、米国私的調停人の費用に関する一律金額の設定、二国間共同調停人リストに登録する調停人の確保等が必要になる。

米国との調停実施に関しては、メリーランド州の私的調停人が使用している調停参加合意書及び調停秘密保持契約を紹介することとした。

3. 本調査の目的と方法

(1) 本調査の目的

平成 26 年 4 月 1 日から、日本においても、国際的な子の奪取の民事面に関する条約（以下、「ハーグ条約」）が発効した。同条約では、「子の任意の返還を確保し、又は問題の友好的な解決をもたらすことを目的として、全ての適当な措置をとる」ことが中央当局の義務とされており、子どもの自主的な返還や友好的な問題の解決を目指し、調停等により自主的な子の返還について当事者が話し合うことを推奨している。国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（「ハーグ条約実施法」）第 9 条にも、外務大臣が「協議のあっせんその他の必要な措置をとることができる」と定められている。

このような背景のもと、外務省では、中央当局たる外務省において援助決定を受けた事案について、当事者間の友好的な解決を促すため、東京、第一東京、第二東京、沖縄の 4 つの弁護士会及び公益社団法人総合紛争解決センター（大阪）に ADR 事業を委託して紛争の解決を支援している。

しかしながら、ハーグ条約が対象としている事案は、典型的には一方当事者が常居所地国から子連れ去った事案であり、日本で援助決定が出た事案ともなれば、一方当事者が日本人であり、他方当事者がハーグ条約締約国に居住する外国人である事案が多いところ、上記弁護士会等への ADR 事業は、日本国内の ADR 機関において主に日本人のあっせん人が実施するものであり、外国人当事者も含めた両当事者が日本の ADR 機関に赴くか、遠隔地通信の手段（スカイプ等）を利用する場合でも、日本側当事者と調停人が日本で会しているところに通信手段を経由して参加することから、外国人当事者にとっては、他国の ADR 機関であるとして信頼を持ちづらい、日本語（ないし英語）以外の母語とする外国人にとってあっせん人と意思疎通が図りづらい、自国の文化や思想等について理解を得られづらい、また日本国への訪問費用の負担も重い、といった点で、ADR 機関での解決において高い障壁となりうるという懸念がある。

このようなことから、日本の ADR 機関と海外の ADR 機関が連携し協議のあっせん（二国間共同調停）を行うことができれば、双方の当事者が自国の ADR 機関を利用することができるため、ADR 機関への信頼を得やすい、言語的ないし文化的な意思疎通を図りやすい、ADR 機関への訪問に関する費用負担も少ない、と上記の障壁を取り除ける利点があるものと考えられる。

二国間共同調停を実施するには、海外のハーグ条約締約国における ADR 機関の制度や実態を調査し、既に二国間共同調停を実施している ADR 機関については、日本の ADR 機関との間においても同様に実施可能か、どのような制度であれば日本 ADR 機関との間でも実施可能かを研究する必要があり、未だ二国間共同調停を実施した経験のない ADR 機関においては、どのような制度であれば二国間共同調停の制度設計が可能かを当該国 ADR 機関と共同で研究・制度設計を検討することが望まれる。

本調査では、ハーグ条約に関する案件の調停を実施した実績を有する ADR 機関の存する国を対象としたうえで、速やかに日本が二国間共同調停を導入・実施できるよう、対象国 ADR 機関に赴いての視察調査やヒアリング調査を行い、対象国 ADR 機関の体制を調査するとともに、対象国の公的制度等の研究、両国中央当局等の公的支援の必要性、日本 ADR 機関に求められる体制の提案、二国間共同調停における課題とその対応、制度設計の提案、調停実施にあたってのモデル書式等の提案をすること目的とする。なお、以下「ハーグ条約事案の調停」を「ハーグ調停」と略称する。

(2) 本調査の方法

(ア) 文献調査

イギリス、ドイツ、アメリカにおける調停制度の実態、コンプライアンスの問題について、各国中央当局、裁判所、既存 ADR 機関、その他専門家による論文等インターネット上に公開されている文献その他刊行物に基づき、分析調査を行い、適宜、対象国の公的機関、ADR 機関等に照会を行い現状調査を実施した。

ADR 機関の現状（組織体制、設備体制、費用体系・公的扶助、調停実施の態様、ハーグ条約事案における相違点、調停実績、二国間共同調停の実績）については、イギリスの公益法人リユナイト、ドイツの非営利団体 MiKK については、当該対象国の法制度を調査するとともに、当該 ADR 機関が公開している文献資料等をもとに調査した。アメリカについては、ABA の協力を得ながら、二国間共同調停の実施に向けて、二国間共同調停モデルの利用が想定される調停人ないし調停機関について調査を行った。

日本が、他国 ADR 機関との二国間共同調停を実施するにあたっての制度設計研究に関しては、日本国内の法的課題や論点について、当協会が既に実施した二国間共同調停のパイロットケースの経験をもとに、弁護士が法律調査や文献調査を行い、論点を洗い出した。

またリユナイト・MiKK は既に二国間共同調停実施の実績があること

から、当該 ADR 機関と他国の ADR 機関との既存の基本合意書や、調停を実施する場合の手続書面（当事者と ADR 機関との間の私的調停参加の合意書、手続の流れの説明書（手引き）、申立書等のフォーム）の提供を受けた上で、日本が導入する際の制度設計上の課題・論点、その対応策について検討した。

(イ) 通信調査

調査対象国における ADR の状況、調査対象国に存する ADR 機関の状況については、上記文献調査によっても不明な点や、追加で調査が必要な点につき、各国中央当局、裁判所、既存 ADR 機関、その他現地専門家等に、メールや電話会議システム等を利用して聞き取り調査を実施した。

他国 ADR 機関との二国間共同調停を実施するにあたっての制度設計研究に関しては、上記文献調査で洗い出した課題や論点について、リユナイト・MiKK に問題点を提示したうえで、聞き取り調査でその対応策について同機関らと協議折衝し、同機関の協力を得ながら、日本 ADR 機関とリユナイトないし MiKK が私的調停を実施するために適切な制度設計を考案するとともに、調停を実施するために必要な書式を開発・作成した。

アメリカについては、過去にアメリカで実施された二国間共同調停のケースをもとに、聞き取りで同国 ABA 国際家事調停特別委員会の担当者らと協議折衝しながら、制度設計の枠組み研究（制度設計上の課題・論点、その対応策についての検討）とともに、調停を実施する場合に必要な書式を開発・作成した。

(ウ) 訪問調査

対象国の ADR 機関の状況、対象国に存する ADR 機関の状況調査、制度設計研究においては、各国の ADR 機関等に訪問してヒアリングするとともに、具体的に二国間共同調停をどのように実施しているのか、どのような問題点があるのか等を、現地で面談して協議折衝することが肝要であると考え、上記文献調査ないし聞き取り調査を実施し、論点が集約された段階で、1 か国当たり最低 2 名の調査員を対象国にそれぞれ派遣し、実地調査を行うことにより、上記文献調査ないし聞き取り調査では不足する点をカバーすることとした。

訪問調査の概略は、以下のとおり。

訪問国	訪問担当者	訪問日程 (現地時間)	訪問先/訪問相手	備考
英国	池田綾子 高瀬朋子 橋高真佐美	2015年 1月7日～9日	<ul style="list-style-type: none"> International Child Abduction & Contact Unit (英国中央当局) Foreign and Commonwealth Office (外務省) reunite 	
ドイツ	池田綾子 高瀬朋子 永田ゆう子 橋高真佐美	2015年 1月5日～7日	<ul style="list-style-type: none"> Paul&Partners (Christoph Paul (弁護士・調停人・公証人)の法律事務所) ベルリン市内家庭裁判所 ドイツ中央当局 (電話会議) MiKK 	Paul&Partnersでは、MiKKのスタッフ、ハーグ案件専門弁護士、調停人らと順次面談
米国	大谷美紀子 黒田愛	2015年 1月30日～31日	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ国務省領事局 アメリカ中央当局 ハーグ連去り条約 児童室 Melissa A. Kucinski (メリーランド州弁護士、米国法曹協会国際家事調停タスクフォース委員長) Julie Gilbert Rosicky (インターナショナル・ソーシャル・サービス、米国支部エグゼクティブ・ディレクター) 	

II. 二国間共同調停の概略

1. 二国間共同調停の仕組みと意義

(1) 二国間共同調停の仕組み

(ア) 二国間共同調停の組成

一般に、二国間調停の対象事件は、当事者の住所・居所が二国間にわたる当事者間の家事事件に関するものであるが、本調査ではこの内、主に、ハーグ条約に基づく返還又は面会交流について日本の中央当局により援助決定がなされた事件に関するものを念頭においている。調停フォーラムは、二国にそれぞれ居住する調停人から成る。調停の遂行としての協議は、それぞれの調停人が各居住地において、オーディオ乃至ビデオ回線(「遠隔通信手段」)を利用して通信することにより行われる。調停

人の居住地を事件当事者の各居住地に概ね対応させることにより、調停の協議は、当事者と居住地を近接する調停人とがフェイストゥフェイスで面会交流しつつ他方の調停人及び当事者とは遠隔通信手段により行われる。

(イ) 二国間共同調停を組成する両国調停機関

二国間共同調停を組成するためには、機関調停であれば、両国の調停機関が機関間で合意する必要がある（アドホック調停であれば、両国の調停人間での合意）。調停を提供する機関の数、性格、法的地位は、各国によって様々な形態があるため、二国間共同調停フォーラムの組成を二国にそれぞれ存在する調停機関間で合意するとしても各機関毎の特性に応じた機関間合意が必要になる。本調査では、イギリス、ドイツに関しては、それぞれに存在する特定の調停機関（イギリスではリユナイト、ドイツでは MiKK）を前提に、そこの共同調停フォーラムの組成により、一方当事者が、イギリス又はドイツに居住し、他方当事者が日本に居住する事案を対象とした調停の実施を検討しており、これら各国の他の調停機関をカウンターパートとしての二国間共同調停フォーラム組成は念頭においていない。

なお、米国においては、カウンターパートして適当な調停機関の特定が、本調査期間においては困難であったことから、特定の調停人との間のアドホック調停としての二国間調停フォーラムの組成を原則として検討することとなった。

(ウ) 二国間共同調停への両国当事者の参加

二国間共同調停の組成に関する機関調停の合意がある場合でも、個々の調停人の選任と調停の遂行は、両国当事者とその間の調停対象事件の存在が特定された後の手続きとなる。両国当事者による調停付議の意向が表明された後に、担当調停人が選任され、担当調停人と当事者との間で調停付議意思の表明と手続遂行に関する条件が合意されてはじめて、当該当事者と事件に関する二国間共同調停が組成されることになる。イギリス及びドイツとの二国間調停では、当事者が特定された初期の段階で当該事件が調停に馴染むかどうかを審査するスクリーニングプロセスを踏むことになるが、その手順、内容、審査基準も、担当調停人あるいはその属する調停機関により違いがみられ一律の条件化を試みることは実際上容易ではない。

(2) 二国間共同調停の意義

(ア) 遠隔地所在当事者への二国間共同調停の提供

二国間通信移動手段の発達を背景とした、人々の国際的移動の急激な増加は、国際結婚の増加も背景に、家事事件の国際化を促すとともに、家族関係が破綻した場合の当事者の居住地が遠隔地に及ぶ事案を増している。遠隔地に所在する当事者間の家族紛争について、友好的解決の一つとして調停を提供する場合に、遠隔地であること自体が、調停機会の提供を困難にする場合がある。これまで、調停手続としては、両当事者の出席を前提に一箇所を調停場所としてすすめられているが、調停場所への出席のための、移動、滞在コストと所要時間の負担は、多くの当事者に調停参加への機会を実質的に奪うこととなっている。

しかし、事件となった家事事件の中にも、調停手続への参加により合意による解決を見出すことができる事件もあり得、そのような事件については、早期に調停の機会を提供して合意による解決の促進に役立てることは有益である。二国間共同調停の一つの意義は、このような観点から、遠隔通信手段を利用することにより、友好的解決を促進することにある。

(イ) 二国間法文化・制度の調整・調和の実現

また、二国間家事紛争は、当事者の所在地に応じて通常、二つの法制度、法文化が関係し、当事者にとっての法的解決がより複雑となりその困難さが増している。異なった法制度・法文化の調整と調和を図るためには、それぞれの法制度・法文化を理解する外国法法律家の調停への関与が、法制度・法文化の抵触に起因する事案の複雑さを解きほぐし、より友好的解決へ導くものになる。また、法制度・法文化の違いにとどまらず生活習慣や思考の違いに及ぶ場合にもそれらに通暁した調停人の調停遂行により合意形成を促進するものと考えられる。

2. 共同調停の設計・実施に当たって日本調停に関して考慮すべき事項とその検討

(1) 現行法コンプライアンス

(ア) 弁護士法

弁護士法上、弁護士でない者は、報酬を得る目的で法律事件に関し鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取扱、又はこれらの周旋をすることができないこととされ(弁護士法第72条) 法律事件の和解あっせん・調停・和解仲介を業として報酬を得る目的で行うことができるのは弁護士だけであるとされている。ハーグ条約に基づく返還の事件も面会交流の事件も、いずれも法律事件であるから、その調停を業として(反復継続の意思で)報酬を得て行うことは日本国で資格を得た弁

護士しかできないことになる。本調査の対象とする二国間共同調停においては、外国の調停人は日本の弁護士資格を有しないことが想定されており、当事者の一方が日本にいて参加する手続を共同調停人として実施することが、上記弁護士法第 72 条の規律に触れるかが問題となる。

しかしながら、第一に、外国の調停人は外国にいるがゆえに日本の弁護士法の適用があるかどうか疑問である。第二に、仮に適用があるとしても、日本の弁護士と共同であるいは日本の弁護士の実質的な助言を受けて調停を実施する場合は、弁護士法違反の違法性が阻却されることも多いと考えられる。現にいくつかの弁護士会における調停・和解あっせん手続において、弁護士以外の調停人・あっせん人が弁護士と共同であるいは弁護士の助言を受けて手続を実施している実績があり、二国間共同調停についても同様の取扱いになると思われる。違法性が阻却されるかどうかは、最終的にはケースバイケースではあるが、少なくとも日本側で手続に關与する機関が弁護士会又はそれに準ずる機関・団体である場合には、違法とされるおそれはまずないと考えられる。

(イ) 仲裁・調停の関連法

また、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(いわゆる ADR 法)に基づく認証を得た機関において調停手続が行われる場合は、法令の解釈適用に關し専門的知識を必要とするときに弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていることが認証の条件となっており(ADR 法第 6 条第 5 号)、実際の手続においてもその措置が講じられていれば、弁護士法第 72 条の例外(同条は「この法律又は他の法律に別段の定めがある場合はこの限りではない」と規定する)として、弁護士以外の者が業として報酬を得る目的で調停を実施することが適法となることが明確化されている(ADR 法第 28 条)。しかし、ADR 法の認証を取得していない場合でも、上記の通り、違法性が阻却される余地は十分ある。

なお、後述のとおり、家庭裁判所は、日本側の実施主体としての要件を満たさない可能性が高いことから、本調査では、あまり現実的な選択肢としては検討していないが、仮に家庭裁判所が日本側で二国間調停の機関となるとすれば、それは家事事件手続法等の法律に基づくことになり、弁護士法第 72 条の問題はない。

(2) 日本の調停機関による実施可能性

二国間共同調停において日本の側で關与する主体となる機関・団体としては、家庭裁判所、弁護士会、認証 ADR 機関、その他これらに準ずる機関・団

体が想定される。本調査では、実施の可能性をできるだけ広げておくという見地から、日本の関与主体の絞り込みは行っておらず、それは、今後の実施段階での課題となる。

本調査の結果をもとに、現時点で日本の側の関与主体として求められる要件・属性を抽象的なものも含めあげておく、以下の通りとなる。あくまで現時点の暫定的なものであり、今後実施段階で相手国機関等との具体的協議も踏まえて、さらなる検討が必要となる。

国際家事事件に適性のある調停人候補者をそろえることができること。

特に、上記(1)(ア)の日本の弁護士法コンプライアンスの関係では、調停人候補者あるいは少なくとも助言者として弁護士がいること。

相手国機関等との合意に向けた協議及び合意事項の実施・管理を適確に行うことができる体制があること。

個々の事件の具体的な手続管理を適確に行うことができる人的・物的体制があること。

遠隔地通信手段を用いた調停を行うことができるインフラを有していること

調停において外国語を用いることができること

例えば、弁護士の公益団体である弁護士会のうち、仲裁・和解あっせんを既に機関として行っている実績があるもの、また、認証ADR機関は、いずれも十分上記要件を満たす可能性がある。もっとも、弁護士会や認証ADR機関以外にもこれらの要件を満たす可能性のある機関・団体がありうることを否定するものではない。他方、家庭裁判所の調停においては、日本語以外の言語を用いることはできず(裁判所法第74条)また、最高裁判所は、裁判所の調停委員について、日本国籍を有することを選任要件とする取扱いをしていることから、家庭裁判所が日本側の関与主体となることは難しいと考えられる。

3. 二国間共同調停実施に向けての制度設計における共通の事項

(1) 各国共通の事項

共同調停実施における手続に関する基本了解事項の中には、各国共通のものがある。

たとえば、次のようなものである。

(ア) 共同調停手続費用の負担

共同調停手続費用(調停人の報酬及び手続実施にあたって発生する経費)が発生する。今回の二国間共同調停では、これらの費用の一部又は

全部を当事者には負担させず、両国中央当局等からの公的支援により賄う余地についても検討している。

(イ) 個別事案の適格性判断に関する審査

個別の事案が調停に適するものであるかの審査、いわゆる「スクリーニング」と呼ばれるものである。これについては、その重要性を強調する見解と、そうでない見解がある（入口で制限をせずすべて調停を進めるという考え方）。但し、必ずしも国による相違というわけではなく、調停人により考え方が異なるもののように思われる。

(ウ) 調停手続に関する諸事項

調停は非公開で行われ、調停人や補助者、機関が行う場合は機関の職員は守秘義務を負うこととされている。

調停手続の内容について、当事者も原則として守秘義務を負い、当事者は、後の訴訟等でこれを用いないこととされている。

調停手続は、両当事者同席（遠隔通信手段を通じて「同席」する場合を含む）で行われる場合と個別交渉方式（コーカス方式）で行われる場合がある。どのような方式で行うかは、ケースバイケースである。

調停手続は、スカイプ、電話会議システム等遠隔通信手段を用いて行うことができる。

(2) 成立合意の効力等に関する問題の比較

(ア) 調停手続に関する諸事項の比較

本報告は、二国間調停を個別相手国毎に検討するというアプローチをとった。このため、成立合意（mediated agreement）さらには、守秘義務の効力の問題、代理人弁護士との関与などについての論点は、二国間の枠組みの中で検討されている。ここでは、これら個別相手国との間で検討された論点をやや広く比較制度的に位置づけることを試みることにより、二国間調停の将来の汎用的利用に向けた一助としてみたい。

(イ) 成立合意（mediated agreement）の効力

調停において成立した合意は、法的拘束力を有しかつ履行地において法的執行力ないし強制履行が可能であることが望ましい。しかし、成立合意がどの範囲で法的拘束力を有するか、またどのように執行が可能かは適用される法によって異なる。それが、裁判所により判断される場合には法廷地国際私法が指定する準拠法の決定事項であるとともに、法廷地・履行地の手続法や公序が関係する。例えば、法域によっては、当事者の合意（当事者自治）によっては決定し得ない事項が含まれることがある。これらは主に、家族に関する事項として（例えば離婚の合意あるいは子の利益

に照らして親の処分事項でないとする事項；養育費もこれに属するとする法廷地もある）適用される家族法が定めるところによる。従って、調停にあたっては、あらかじめ、どこまでが、当事者による合意が効力を有するかについての考慮が必要になる場合がある。

次に、成立合意の中には、合意実現の救済手段（remedy）として、損害賠償（damages）にとどまるのか、直接強制又は間接強制、これに類する裁判所侮辱（contempt of court）など、強制履行を求めることができるのかは法域によって異なる。成立合意に含まれる事項中、このような事項についても、当該合意の履行地裁判所において判決と同一の効力を確保することの要否も検討することが必要となる場合がある（また、成立合意の効力に関する法廷地間の制度の違いを勘案した上で、二国双方において、法的拘束力を有しかつ当該国が提供する強制履行手段が確保されるような措置を講じる場合もあり、このような措置は、親権（parental responsibility）の行使が、二国間を跨いで行われる場合には特に重要である）。いずれにしても、成立合意の拘束力ないし強制履行の方法は関連二国において同じでないことを、当事者に十分に告知しその違いを理解した上で成立合意に署名するという手順が必要となる。そのためには、成立合意署名の事前に、合意事項の法的力や執行の方法について各当事者が法的助言を得るような機会が提供されることも有益である。

もっとも、實際上、二国間調停が適切に機能すると想定される面会交流に関する調停では、当事者も、相手との長期間に及ぶ信頼関係を前提に、相手方の任意履行を期待しこれに依拠して成立合意に至ることが多い。このような当事者間では、強制履行のための措置を講じるまでもなく成立合意自体による紛争の解決が目指されることになる。

（ウ）守秘義務の効力

調停手続の合意には守秘義務が含まれる。守秘義務の存在が、調停手続における向合意協議促進のための本質的要素であることはほとんどの法域において受け入れられている。例えば、LBP が、協議において、TP の下に子がとどまることを示唆しても、それがハーグ条約 13 条 1 項 a) の承認（acquiescence）に該当すると解されることはないことを保証して協議に応じることを可能にするのは守秘義務である。この義務は、協議内容を他に開示しないことを基本とするが、さらに協議内容を裁判等他の手続で利用しないこと、調停人等を裁判等に証人として尋問しないことまで含めることがある。しかし、守秘義務が、調停上の義務として法的に規定されているとは限らない。制定法あるいは判例法の法理により守秘義務が保証されていない場合には、守秘義務は当事者の合意に基づくもの

となり、その合意に法的拘束力を持たせるために、関連法廷地双方において法的拘束力をもつような仕方合意を定める必要がある。

(工) 代理人弁護士との関与

調停手続への代理人弁護士の関与のしかたを巡っては、法域によって違いが存在している。その違いは、法的な違いではなく慣行しての違いであり、弁護士同席を義務付けあるいは弁護士離席を強制するような法的規範は存在していない。ただ、弁護士の調停への関与のしかたとして、弁護士の助言を必要とするもの、弁護士の同席を必要とし又は推奨するもの、弁護士離席を必要とし又は推奨するものなど、それぞれの法域における一般的あるいは同法域における特定調停機関の調停慣行は多岐にわたる。前述したように、二国間調停においてはこれに伴う二国間法制度の違いについての十分な告知が必要とされることから、これら法制度に通曉した弁護士助言の提供が必要あるいは有益であることについては、ほぼ、共通であるといえる。しかし、調停手続における弁護士の同席については、同席がむしろ家事調停進行の弊害になるとして、これを採用しないあるいは推奨しない調停機関も存在する。理由は、集中協議の円滑な進行の妨げになるというものもあるが、より一般的には、調停手続の進行の仕方として、両親相互の誤解を解決し子の利益という共通の目的のために協議するという相互協調的手続観が、論争型の訴訟手続観とそぐわずそのような訴訟的手続観で代理人弁護士が参加することで解決が損なわれることの懸念にある。

もっとも、代理人弁護士のすべてが、訴訟的手続観で調停に臨むわけではなく、二国間法制度の理解に資するための助言に職務を限定する場合あるいは協議に出席して調停に参加しつつ協調的解決に向けての役割を果たすことにより調停の本来の目的と進行に貢献するという手続観を備えた代理人の存在は、上記の懸念を払拭し代理人活動により積極的意義を見出すことができるものされている。

III. イギリスに関する調査結果及び二国間共同調停に関する制度設計の研究

1. イギリスに関する調査結果

(1) イギリスにおける ADR の状況

イギリス（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland））は、1986年にハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に加入した。イギリスでは、イングランド及びウェールズ、北アイルランド、スコットランドの3地域において、それぞれの中央当局が置かれており、イングランド及びウェールズについては、International Child Abduction and Contact Unit（“the ICACU”）が中央当局の機能を担っている。

本調査は、イングランド及びウェールズを対象とするものであり、以下においては、イングランド及びウェールズを前提に論じる。

(ア) イギリスにおける家事調停

イギリスでは、近年、家事事件において調停を利用することの重要性やメリットについて認識が高まり、関連法令においても、調停の利用等に関する規定が設けられるなどしている。

例えば、Children and Families Act 2014では、調停の利用促進、訴訟外の紛争解決を促す趣旨から、子に関する手続に係る申立て等を行う前に、Family Mediation Information and Assessment Meeting（“MIAM”）に出席しなければならない、との規定が新たに設けられた（Children and Families Act 2014 Part 10）¹。MIAMは、当事者が同席で、あるいは別個に調停人と面会し、調停について理解し、調停を行うことを希望するかどうか決めるための制度である。手続開始前にMIAMへの出席義務が課されるのは、子どもに関連する私法手続を開始する場合（親責任に係る命令を求める手続など）、財産上の救済を求める手続を開始する場合（扶養料に係る命令を求める手続など）である（The Family Procedure (Amendment No.3) Rules 2014 3.6条、Practice Direction 3A Paragraph 12、13）。もっとも、ドメスティック・バイオレンスの証拠がある場合、生命、自由、身体の安全などに関わる緊急の場合など、所定の場合には、MIAMへの出席義務が免除されるとされている（The Family Procedure (Amendment No.3) Rules 2014 3.8条、Practice Direction 3A Paragraph 17-21）。

¹ MIAMへの出席義務が課される手続を開始する場合には、申立時に、MIAMに出席したことの権限ある調停人による証明書を添付することなどが求められる（The Family Procedure (Amendment No.3) Rules 2014 3.7条）。

(イ) イギリスにおける調停人資格

イギリスにおいて、調停人は、様々な私的機関が提供する専門的なトレーニングを受けて認定を受けるなどしている。

家事調停については、Family Mediation Council の構成メンバーである6つの団体（ADR Group、College of Mediators、Family Mediators Association、The Law Society、National Family Mediation、Resolution）が調停人向けトレーニングを提供し、認定を行うなどしている。このうち、National Family Mediation の提供する調停人のトレーニングコースは、Module1~3 から構成され、調停の原則や、調停プロセス、調停に適合する案件であるかどうかについてどのように評価するか、DVやセーフガード等の対応、子の問題や、経済、財産の問題の取扱いなどについて焦点を当てた訓練が実施される。²

また、弁護士資格を有することは調停人となるための要件とはならない。

(2) イギリスのADR機関の状況

本調査では、イギリスにおいて、国際家事事件について調停を提供する機関として著名な団体であり、ハーグ条約案件を含む国際家事事件を対象とする専門家による調停について豊富な経験を有する reunite International Child Abduction Centre（以下「リユナイト」という。）を調査対象とした。リユナイトについては、2014年10月31日に、来日したリユナイトのCEOであるアリソン・シャラビー及び理事長のアンマリー・ハッチンソン及び調停人と面談し、共同調停を設計する場合に問題となりうる点等について意見交換を行ったほか、適宜、Eメール等を通じてリユナイトの組織やリユナイトが実施する調停等に関して情報提供を受けるなどの方法により調査した。また、2015年1月8日、調査団3名がリユナイトの事務所を訪問し、リユナイトの調停人3名と調停の実際について時間をかけて話をきいた。

(ア) 沿革

リユナイトは、1987年に主に国際的な子の引渡しに特化したペアレント・サポート・ネットワークとして設立され、1990年に慈善団体(charity)として登録された組織であり(1999年に reunite International Child Abduction Centre に改称)、法務省(Ministry of Justice)、外務省(Foreign & Commonwealth Office)から一部資金の拠出を受け、運営されている。

² 後述のリユナイトも、National Family Mediation のトレーニングコースを受けることを調停人となるための必須の条件としている。

(イ) 組織体制

リユナイトは、国際的な子の連れ去りの問題等に特化して様々な活動を行っている。オフィスの所在地の住所は非公開とされており、国内外の支部等は存在しない。

リユナイトの組織の一部門として、調停を取り扱う部門が設けられており、調停部門は、事務局 1 名の体制で運営されている。現在 7 名が調停人として登録され、リユナイトの調停人リストに掲載されている。調停人は、弁護士（家族法、調停、国際的な子を巡る問題等の分野を専門とする弁護士）、ソーシャルワーカー、ケースワーカー、カウンセリングの専門家等で構成されている。登録されている調停人 7 名の外にも、必要に応じて調停人となりうる協力弁護士も存在する。

リユナイトのマネジメント（団体の戦略・方針や業務内容の決定、財源の配分、関連法令等の遵守等の事項を含む。）については、8 名の Trustee で構成される Board of Trustees が責任を負うこととされている。Trustee は、法律、財務、調停に関する専門家などから選任され、選任にあたっては、多様性、専門性、リユナイトの目的追及に貢献できる個人または専門家としての資質等を考慮するものとされる。

リユナイトの日々の業務のマネジメント・中核となる事業活動の運営については、フルタイムの Chief Executive Officer（CEO）1 名が担うこととされ、CEO の業務については Board of Trustee が監督する。組織の方針等は、CEO も出席する Board Meeting において決定される。³

(3) 業務内容

(ア) 専門家による調停

リユナイトは、主として 国際的な子の連れ去り（不法な留置）に関する事件（ハーグ条約締約国の案件、非締約国の案件を含む。） 子の連れ去り防止に関する事件、 国境を越えた面会交流に関する事件、 リロケーション（転居）に関する事件について、専門家による調停を実施している。

現在、ハーグ調停の年間取扱件数⁴は 20 件程度である（調停件数の統計データの詳細については下記(7)を参照）。

³ 詳細について添付資料イギリス 1 参照。

⁴ 調停が開始された件数。スクリーニングが実施されたが調停開始に至らなかった案件は含まない。

(イ) その他業務

リユナイトは、調停のほか、研究活動業務(国境を越えた子の引渡しに関する案件の調停に係る研究なども含む。)、国際的な子の引渡し等に関する情報リソースを提供するなどの業務のほか、子を奪取され、または奪取されるおそれのある父母、家族などに対して、24 時間体制でアドバイス及び情報提供を行う「アドバイスライン」のサービスなども行っている。アドバイスラインに相談のあった案件について調停が行われるというケースもある。また、リユナイトは海外の調停機関との協力、二国間調停の実施、調停人のトレーニングの実施などにも積極的である。

(4) 設備体制

リユナイトのオフィスは、3 階建ての建物であり、1 階が事務スペース、2 階に調停実施のための調停室及び当事者のための待合室、3 階にアドバイスラインのサービスのための業務スペースが設けられている。調停室及び待合室については、調停室で話し合われる内容が待合室に聞こえないような配慮等がなされている。また、電話会議やスカイプによる期日実施のための設備も備えられている(建物内の様子等については添付資料イギリス 2-1、2-2 の写真参照)。

(5) 財務面

主たる財源は政府(法務省(Ministry of Justice)、外務省(Foreign & Commonwealth Office))からの拠出である。そのほか、慈善団体等からの寄付、弁護士からの名簿掲載費用、リユナイトの業務活動からの収益なども財源の一部となっている(リユナイトの財務内容については、添付資料イギリス 1 を参照。)

(6) リユナイトの実施する調停

(ア) 調停実施における態様

スクリーニング

まず、調停に先立ち、調停人の1 名が、当事者双方に対して電話による聴き取りを実施する(スクリーニング)。スクリーニングの時間は30 分~45 分程度である。調停人は、定型のチェックリスト(添付資料イギリス 3 参照)⁵に従い、当事者からこれまでの経緯、当事者の希望や、相手方の希望について検討する余地があるかなどについて聞き取りを行う。また、調停人が当事者に対して調停手続のプロセ

⁵ 当事者が提出する定型の申立書等は存在しない。

ス等について説明するほか、当事者から、関連事項についての質問を受けるなどする。調停人は、当事者からの聴取内容から、各当事者についてどの程度柔軟性があるか、合理的な話ができるかを計るなどし、また、調停で話し合う事項を絞り込む。

当事者双方が調停に進むことを希望し、かつ調停人が、その案件について調停を実施することが適切であると判断する場合には、調停手続へと進む。⁶

スクリーニングで話し合われた内容については秘密が守られ、相手方に伝えることはしない。

調停期日

調停期日の設定は、両当事者や調停人の都合等を考慮の上で決定される。

ハーグ条約案件については、裁判所でのヒアリングの日程なども考慮される。ハーグ条約案件の場合、期日は、ハーグ条約手続の最終ヒアリングの数日前に設けられることが多い（第1回ヒアリングの後に行われることもある。）。外国に居住している当事者も、ヒアリングに出頭するためイギリスに滞在していることが多く、期日を設定しやすいためである。

期日は、連続した2日間に、1回あたり最大3時間の期日を3日設けることが一般的である。

調停の方式

各当事者から交互に話を聞くという形で行われることが多い。当事者同席による調停を行う場合もある。

調停人

調停人2名による調停を実施する場合が一般的である。

前述のとおり、リユナイトにおいては、現在7名の調停人が登録され、調停人リストに掲載されている。リユナイトは、前述のようにNational Family Mediationのトレーニングコースを受けることを調停人となるための必須の条件としているほか、調停人候補者が上記の訓練を受けた後、専門家コンサルタント及び（または）調停人とともに、Family Mediation Councilが策定したCode of Practiceに沿った調停の実践トレーニングを受けることも要件としている。

代理人

リユナイトの調停では、代理人の同席は認められていないが、当事

⁶ リユナイトの調停実績に関する統計（下記(7)）をみると、スクリーニング手続を行った案件のうち、調停手続に進んだ案件はその約半数であった。

者はそれぞれの弁護士（英国にいる場合と海外にいる場合とを問わない。）及び家族と相談することが認められている⁷。特に、覚書（Memorandum of Understanding）の作成にあたっては、当事者が代理人のアドバイスを求めることが推奨される。

言語

調停は英語で実施される。

当事者は必要であれば、全期日にわたって通訳を付けることができる。下記(6)イで述べるとおり、通訳費用は公的扶助によって賄われる。

調停合意及びその執行力

調停を実施した結果、最終的に合意に至った場合には、覚書が作成され、双方当事者及び調停人 2 名が署名する。

英国側の弁護士は、覚書を裁判所（高等院の家事部（Family Division of the High Court））に持ち込み、Consent Order にすることが行われる。相手国については、それぞれの国の法律に基づき、執行力を付与するための手続がとられる。

秘密保持

調停手続における発言等が裁判所の手続で顕出されることはなく、調停手続中、その前後に、口頭または書面により提供された情報について、秘密が保持される。

もっとも、子の保護に関わる問題がある場合は例外であり、子の虐待の疑いがあればリユナイトからソーシャルサービスに連絡する。この場合、調停手続は中断され、虐待がないことが判明すれば調停手続を再開する。

子の意見の取扱い

子の年齢を考慮した上で、子の考えや心情、決定される事項やその実行方法に関する子の見解を聴取することが可能かつ適切な場合には、CAFCASS（Children and Family Court Advisory and Support Service）の経験あるソーシャルワーカーによる聴き取りが実施される。子の意見を聴取するのに適した年齢は、一般に 7、8 歳以上とされる。

ハーグ案件の場合、裁判所が CAFCASS Officer を選任し、子の意見の聴取や両親からの聞き取りを行う。CAFCASS のレポートはリユナイトに提供される。

DV のおそれがある場合の配慮

⁷ リユナイトでは、家族と相談することを推奨しているとのことである。

当事者が顔を合わせることがないように、時間をずらすなどの配慮をする。

中央当局、裁判所との連携

中央当局（ICACU）とリユナイトは緊密に連携しており、申立てがあった案件につき、リユナイトの調停を紹介するほか、リユナイトに送られた案件について事後の経過を確認するなどしている。中央当局がリユナイトのアドバイスラインサービスを紹介する場合もある。

裁判所についても、裁判官がリユナイトの調停を推薦する場合があるほか、上記のとおり、裁判所が CAFCASS Officer を選任し、子の見解を聴取する手続等が行われた場合には、CAFCASS が作成したレポート等をリユナイトに提供するなどといった形で連携が図られている。

(イ) 費用体系及び公的扶助

費用体系

費用は、1 回あたり 3 時間の期日を 3 期日実施した場合、当事者 1 名あたり 750 ポンドである（ハーグ条約案件と非ハーグ条約案件とで異なる）。支払いは、1 期日毎に行う。3 期日実施しなかった場合には、実施しなかった期日分の費用は支払う必要がない。この中から調停人の報酬、旅費等の費用が支払われる。

公的扶助の対象となる当事者については、費用は請求しない（通訳費用も請求しない。）。

もっとも、公的扶助となる当事者についても、旅費は自己負担となる。

公的扶助

イギリスにおける公的扶助（Legal Aid）は、法務省（Ministry of Justice）の一部門である Legal Aid Agency によって運営されており、公的扶助の対象は、裁判手続のみならず裁判外紛争解決手続（ADR）にも拡充されている。

2014 年 4 月より、ハーグ案件の申立人（LBP）は、資力にかかわらず、裁判手続及び調停について、公的扶助が受けられることとなった。他方、相手方（TP）については、一定の資力要件を満たさなければ公的扶助の対象とはならない。

子がイギリスから日本に連れ去られたケースについては、原則として公的扶助の対象とならない（例外的に、イギリスの裁判所において後見手続がとられている場合等、対象となる場合もありうる。）。

なお、公的扶助の対象となる場合について、調停での合意内容の制限等はない。

ハーグ案件について、公的扶助は案件毎に定額制で支払われる仕組みとなっており、詳細は下記のとおりである。

スクリーニング費用としては、1 件につき 130 ポンドが支払われる。スクリーニング費用は当事者が公的扶助の受給資格を有するか否かに拘わらず、支払われる。

調停実施の費用として、調停人 2 名による調停については、1 件につき、公的扶助の受給資格を有する当事者 1 名あたり 532 ポンドが支払われる（双方当事者が受給資格を有する場合、1064 ポンド。）調停人 1 名による調停については、1 件につき、公的扶助の受給資格を有する当事者 1 名あたり、378 ポンドが支払われる（双方当事者が受給資格を有する場合、756 ポンド。）

合意が成立した場合には、これに加えて、さらに成立手数料（覚書作成の費用）として 252 ポンドが支払われる。

公的扶助の受給資格を有する当事者については、通訳を付した場合、通訳費用も支払われる。

(7) 調停実績

(ア) 2002 年から 2014 年までの統計データ

調停に付託された件数

775 件

スクリーニングに至らなかった件数（当事者の一方が調停を望まないなどの理由）

512 件

スクリーニング実施の結果、調停実施に至らなかった件数（調停になじまないなどの理由）

121 件

調停実施件数

145 件（うち非ハーグ案件が 15 件程度）

調停実施案件の国別件数

国名	件数	国名	件数
オーストリア	1	ラトビア	3
オーストラリア	9	マルタ	3
ベルギー	1	マレーシア	1
英領ヴァージン諸島	1	メキシコ	3
カナダ	1	オランダ	2
コロンビア	1	ニュージーランド	1

キプロス	2	ノルウェー	1
クロアチア	1	オマーン	1
ギリシャ	3	パキスタン	1
エジプト	2	ポーランド	5
エクアドル	1	ロシア	1
フランス	16	南アフリカ	4
ドイツ	8	韓国	1
香港	1	シンガポール	1
ハンガリー	2	スペイン	16
インド	3	スリランカ	1
アイルランド	9	スウェーデン	2
イタリア	4	スイス	4
イスラエル	3	トリニダード・トバコ	1
日本	1	トルコ	2
UAE	4	アメリカ合衆国	16
ザンビア	1		

(イ) 二国間共同調停の実績

リユナイトが他国の ADR 機関と共同して二国間共同調停を行った実績としては、当協会の国際家事調停 PT との間で実施したパイロット調停がある⁸。また、類似の事例として、一方当事者の代理人弁護士が、両当事者の合意に基づき、実質的に調停人の役割を担う形で関与するという、イレギュラーな形で調停が実施された例がある(この事例では、母親とその代理人弁護士(実質的に調停人の役割を担った)がスカイプで調停に参加する形がとられた。)。この事例は、プロボノで調停が実施され、また機関間の基本合意書、手続書面等は作成されていない。

(8) リユナイトのハーグ調停・パイロット・プロジェクト

リユナイトは、国境を越えた子の引渡し案件について、ハーグ条約手続と平行して実施する調停手続の設計のためのパイロット・プロジェクトを実施し、同プロジェクトの結果を報告書(2006年10月)にまとめ、ウェブサイト⁹等で

⁸ パイロット調停の詳細は、「国際家事事件(とくに国際の子奪取案件)の専門的な調停スキームの研究」(公益財団法人 日弁連法務研究財団 研究番号 95 (2011年10月1日～2013年9月30日)) https://www.jlf.or.jp/work/pdf/kenkyu-no95_houkoku.pdf (最終閲覧日: 3月10日) において、報告されている。

⁹ <http://www.reunite.org/edit/files/Library%20-%20reunite%20Publications/Mediation%20Report.pdf> 参照 (最終閲覧日: 3月10日)

公表している。

同報告書では、ハーグ条約手続と法的調和のとれた調停を設計するための方法について、下記のような指摘がなされている。

- 調停は、裁判所におけるハーグ条約手続を補完するものであって、ハーグ条約手続の申請がなされ、第 1 回期日が開かれた後に実施されるものとし、子の連れ去り等を防ぐための措置を裁判所が講じるべきである。また、調停を行うことがハーグ条約第 13 条 a の連れ去りの黙認 (acquiescence) と解釈されないことが保証されることが必要である。
- 調停はハーグ条約の原則と法的調和のとれた形で、ハーグ条約の手続構造と実務的に適合した形で設計されることが必要不可欠である。
- ハーグ条約上、返還の申立てが迅速に取り扱われるべきものとされ、原則として手続開始から 6 週間以内に処理されなければならないことと定められており、調停は、このタイムフレームの中で実施されなければならない。
- 相手国の当局や当事者の信頼を得ない限り、調停スキームは機能しないものであり、国際的に受け入れられるスキームであることが重要である。
- 当事者にどのようにして調停制度を紹介するかが重要な問題であり、LBP に対しては、ハーグ条約手続上の返還を求める権利を行使することをやめさせるよう説得された、と感じさせてはならず、また、調停はハーグ条約の返還手続と並行して行われるものであることについて理解を促すべきである (LBP は、第 13 条 a の連れ去りの黙認 (acquiescence) と解釈されないようにするため、TP と話し合いをしないようアドバイスを受けている場合が多い。)。他方、TP に対しては、ハーグ条約手続上の防御権の行使を止めるよう説得された、と感じさせないようにすること、調停はハーグ条約の返還手続と並行して行われるものであることについて、理解を促すことが重要である。
- 当事者に対し、調停が不調に終わった場合には、裁判手続に戻るができることについても説明しておくべきである。また、裁判所は判断に際して当事者が調停を試みたことについて考慮に入れるべきではない。
- 調停への参加は両当事者が同意をした場合にのみ実施されるものとし、当事者が調停を行うことを希望しなかったということがハーグ条約手続の結果に影響しないことについて強調されなければならない。
- 国際的な子の引渡しの事案の複雑性及びハーグ条約事案について迅速な処理が要求されなければならないことから、調停人の専門性が重要である (専門的なトレーニングを受けること等)。
- 調停合意は、イギリス及び相手国の裁判所において執行力を付与できる形とするべきである。

2. モデル書式

(1) 合意書案（リユナイトと日本のADR機関間の共同調停実施に係る了解事項）

< 英文原本 >

Memorandum of Understanding on Co-Mediation

Reunite International and XYZ (Japanese organisation) (each, an “Organisation”) will undertake co-mediation with parents (each, a “Party”) with the following understanding:

1. This co-mediation covers the cases of (a) a child being abducted or otherwise brought from the United Kingdom to Japan; or (b) a parent in the United Kingdom seeking contact with a child in Japan; where a decision of assistance for return or contact was made by the Japanese Central Authority (Minister of Foreign Affairs) pursuant to the 1980 Hague Child Abduction Convention.
2. Either Organisation may, when recognising that a case may be suitable for co-mediation, contact the other Organisation and take the necessary steps to commence the co-mediation.
3. Each Organisation shall appoint a mediator to act in the case. Each Organisation shall have the sole discretion of who to appoint as mediator regardless of whether or not the chosen mediator is a lawyer.
4. Screening: Prior to any mediation, a screening interview will be undertaken to determine whether or not the case is suitable for co-mediation. The case will proceed to full mediation unless both mediators agree not to proceed on the basis that the case is not suitable for co-mediation.
5. In this co-mediation, one Party and one mediator will be located in England and one Party and one mediator will be located in Japan. This co-mediation shall be conducted by simultaneous communication between the mediators and the Parties. The mediation will be conducted by means of telephone, skype or any other communication method which the mediators think suitable for this co-mediation.
6. In principle, the Parties to this co-mediation shall attend the mediation session in person.
7. Neither Party's legal representative will be present during the mediation in principle. (For the avoidance of doubt, the Parties can contact their legal representative by telephone, or in person outside of the mediation room at any time during the mediation should the Party consider it necessary.) Provided, however, that upon request of a Party and with the consent of the other Party, the Party's legal representative may be present during the mediation.
8. In principle, three sessions of mediation (of up to 3 hours each session) will be offered in every case of co-mediation.

<和訳>

共同調停の合意書

日本の調停機関である XYZ (以下「XYZ」という。)とリユナイトインターナショナル(以下「リユナイト」という。)(それぞれ「調停機関」という。)とは、両親(以下、それぞれ「当事者」という。)との共同調停を以下のとおり執り行う。

1. 本共同調停は、子の奪取にかかる 1980 年ハーグ条約に基づき日本の中央当局(外務省)により返還又な面会交流の援助決定された(a)英国から日本に奪取等された子供、または、(b)日本所在の子供との面会交流を求める英国所在の親にかかる案件を対象とする。

2. 各調停機関は、共同調停に適する事案を認知した場合、相手方調停期間にコンタクトし、共同調停を開始するために要する手続きを執り行うものとする。

3. 各調停機関は、案件を担当する調停人を選任する。調停人の選任は各自に委ねられ、法的専門家であると否とを問わない。

4. スクリーニング: 調停開始前に、案件の共同調停に対する適性を決定するためのスクリーニングを実施するものとする。双方の調停人が当該案件を本共同調停に適さないと合意しない限り、当該案件は調停手続きに進むものとする。

5. 本共同調停においては、一方当事者と一調停人は英国に所在し、他方当事者ともう一調停人は日本に所在する。本共同調停は、電話、スカイプ、その他の同時通信手段によって、調停人及び当事者とが同時にコミュニケーションすることにより実施する。

6. 本共同調停は、当事者の同席を原則とする。

7. 本共同調停においては、原則として、いずれの当事者の代理人も同席しない。(疑義を避けるため、当事者は電話で又は調停の別室において、調停の間いつでもコンタクトし、アドバイスを求めることができる。)但し、当事者の要望があり、他方当事者の同意があれば、代理人が調停に同席することもできる。

8. 本件共同調停は、原則として、3回のセッション(1回あたり約3時間)を実施する。

(2) 当事者の調停手続参加同意書

< 英文原本 >

To: Mediators of Reunite International and XYZ

AGREEMENT TO PARTICIPATE IN MEDIATION

The Parties: (Father) Party X

(Mother) Party Y

1. I confirm that I wish to participate in mediation with_____. I understand that the mediation will be jointly organised by XYZ in Japan (hereinafter "XYZ") and reunite International in the UK (hereinafter reunite). I wish to resolve issues relating to the following matters;

- (a) In which country the child(ren) are going to live and/or contact between the child and the non resident parent; and
- (b) Any other matters related to the above (a).

2. I agree that the mediation will be conducted by two mediators, whereby each of XYZ and reunite will appoint one mediator.

3. It has been disclosed to me that:

(a) Prior to mediation, a mediator will undertake a screening interview with me. Should both mediators consider that the case is not suitable for mediation then the case will not progress any further;

(b) Even where the process ceases before mediation commences, due to it being identified during the screening interview that the case is not considered suitable for mediation, XYZ and reunite may produce a report solely for research or educational purposes, provided the report does not directly or indirectly disclose the identity of either of the parties (X and Y);

(c) I understand that the mediators are impartial and independent in relation to both parties, where impartiality means freedom from favoritism, bias or prejudice, and a mediator will not act for either party individually, prior, during or after a mediation, in any capacity other than that of mediator. Subsequent to mediation, and regardless of whether or not an agreement is reached, a mediator will not establish a relationship with either party in any matter that would raise questions about the integrity of the mediation.

4. I understand and agree that I or the other party may freely withdraw from the mediation at any time without giving reason.

5. I understand that the mediation is of a private and confidential nature and undertake to comply with the following:

(a) Regardless of whether or not a final agreement is reached in mediation, I confirm that any information I give, or receive, during the mediation process will not be used for any purpose other than that for which it was intended, i.e. resolving the conflict through mediation.

(b) All information given, or received by me during the mediation process is done so in the knowledge that it must remain confidential between the parties involved in the mediation process and will not be disclosed to anyone else, unless with the written consent of all parties

(c) I understand I will be able to speak with my legal representative, family or friends at any time during the mediation to obtain advice in respect of discussions within the course of the mediation.

6. Regardless of whether or not an agreement is reached in mediation, the confidentiality of the information received before, during or after mediation by the mediators must be respected and maintained at all times. I understand that any draft mediated agreements shall not be admissible in any court proceedings; only a mediated agreement, i.e. a Memorandum of Understanding, will be admissible.

I understand that the mediators will not disclose any information received before, during or after mediation except:

- (a) as required to do so by law, including reporting a child in need of protection
- (b) when the information discloses an actual or potential threat to human life
- (c) with the written consent of ALL parties

(d) for research, statistical, accreditation or educational purposes, provided the information does not directly or indirectly disclose the identity of any party

(e) for any professional certificate that the mediator is required to prepare

7. I hereby exempt the mediators from XYZ and reunite from liability and claim arising in connection with the mediation except in the case of willful misconduct or gross negligence.

8. I agree not to call the mediators of XYZ or reunite to testify in any court proceedings, nor to provide any materials from the mediation for court proceedings.

9. I acknowledge and agree that the undertakings contained herein will continue to be valid even after the mediation is terminated and/or I cease to be a party in the mediation.

IT IS SO AGREED:

Date:

Signature of X _____

Appendix

Terms and Conditions of Mediation (Telephone Mediation/ad hoc)

XYZ in Japan (“XYZ”) and Reunite International in UK (“Reunite”) will jointly organise mediation in accordance with the following.

1 Day and Time

Sessions may be up to a total of 9 hours, spread across 3 days in total.

2 Place

Sessions are held at points where mediators (as defined below) and the parties have access to telephones, TV telephones, or Skype or any other similar communication tool (hereinafter referred to as the “Access Point”).

3 Mediators

Two mediators

One is appointed by XYZ and the other is appointed by reunite (hereinafter referred to as the “Mediators”).

4 Language

English/Japanese When required there may be interpreters.

5 Lawyer's presence

Neither Party's legal representative will be present during the mediation in principle. (For the avoidance of doubt, the Parties can contact their legal representative by telephone, or in person outside of the mediation room, at any time during the mediation should the Party consider it necessary.) Provided, however, that upon request of a Party and with the consent of the other Party, the Party's legal representative may be present during the mediation.

6 Communication

Sessions are held via telephone, TV telephone, or Skype or any other similar communication method. Each party shall sit with a mediator in Japan or in UK. Mediation discussions shall not begin until both mediators are present.

7 Process

Before starting the mediation, parties will receive the information on the mediation process and the preparatory conversation (screening interview).

The parties to this mediation shall attend the mediation session simultaneously.

If the mediators determine that the case is suitable for mediation, the method of mediation (telephone, TV telephone, or Skype or any other similar communication tool), mediation date and time, Access Point are set and the parties will be notified by XYZ and Reunite.

Mediation sessions will be conducted with mediators and both parties keeping the line clear on

telephone, TV telephone, or Skype or any other similar method of communication. If the parties reach an agreement in mediation, the mediators will put in writing the terms of the agreement in the form of a Memorandum of Understanding, which will be signed by the parties and the mediators.

If the parties fail to reach an agreement during the three mediation sessions, each session to be a maximum of 3 hours, the mediation will be terminated.

8 Confidentiality

The mediators of XYZ and reunite will ensure that the mediation is conducted in the strictest of confidence.

9 Interview of Children

When the mediators consider it appropriate, they may wish to conduct separate interviews with the children. These interviews will only take place if the children are of sufficient age and maturity and will require the consent of both parties. Any such interview with the children will take place prior to the commencement of mediation and will be undertaken without the parents being present.

<和訳>

リユナイト・インターナショナル及び XYZ 調停人 殿

「調停手続参加合意書」

当事者 父:(X)

母:(Y)

1. 私は、_____との調停手続に参加を希望していることを確認します。本調停は、日本国の XYZ(以下「XYZ」)および英国のリユナイト・インターナショナル(以下「リユナイト」)が共同で実施するものと理解しています。以下の事項について、紛争を解決することを希望しています。
 - (a)子どもが居住すべき国、及び/又は、同居していない親との間の面会交流にかかる件
 - (b)上記に関連する事項
2. 私は、本調停手続が、XYZ およびリユナイトがそれぞれ指名した2調停人によって実施されることに同意します。
3. 私は、次の点の開示および説明を受けました。
 - (a) 調停に先立ち、私に対し調停人によるスクリーニングが実施されること。いずれの調停人も本件が調停に適さないと考えた場合には、調停手続は開始しないこと
 - (b) インタビューの結果本件が調停手続に適さないと判断されたために調停手続に入る前の段階で手続が終了した場合であっても、XYZ 及びリユナイトは、調査または教育目的で、公表・報告を行うことができること。但し、私と相手方のいずれの身元も直接・間接に特定することはないこと。
 - (c) 調停人は中立(偏愛、偏向、偏見のないこと)かつ独立であり、調停前後最中のいかなることを問わず、調停人の立場以外に、一方当事者のために行動しないこと。調停後、合意成立と不成立とを問わず、調停人はいずれの当事者とも、調停の完全性(“integrity”)に疑問をさしはさむこととなる何らの関係も成立させないこと。
4. 私は、私および相手方のいずれも、いつでも理由のいかなることを問わず本調停手続から離脱することができることを理解し、同意します。
5. 私は、本調停手続が秘密の手続であることを了解した上で、下記事項を遵守することを約束します。

本調停手続において最終合意が成立するか否かを問わず、調停手続の間に私が開示し、または受領したいかなる情報も、意図した目的、すなわち、調停によって紛争を解決するという目的以外に使用されないことを確認します。

調停手続において私が開示し、受領したすべての情報は、調停にかかわる当事者において秘密として扱われ、すべての当事者の書面による承諾のない限り第三者に対し開示されないことを前提として、開示されたものです。

私は、調停手続中いつでも、調停での協議に関してアドバイスを
得るため、弁護士、家族、友人と協議することができると理解
しています。

6. 本調停手続において最終合意が成立するか否かを問わず、従前受領した情報の守秘性は、調停人による調停手続中及びその後も、常に、尊重され、維持されなければならない。仲介された調停案は他の法廷手続において提出できず、仲介された合意、すなわち、覚書（Memorandum of Understanding）のみが提出可能であることを、私は理解しています。

調停人は以下を除き、調停中及び調停前に受領したいかなる情報も第三者に開示しないことを、私は理解しています。

- (a) 法令（保護の必要な子供にかかる報告を含む）によって開示を要求される場合
 - (b) 当該情報により人の生命に対する現実の、又は潜在的危険が明確となる場合
 - (c) すべての当事者の書面による同意がある場合
 - (d) 調査、統計、認証評価又な教育目的のため。但し、当事者の身元を直接・間接に特定することのないことを条件とする。
 - (e) 調停人が作成を要求される専門的証明のため
7. 私は、本調停手続に関し、XYZ 及びリユナイトからの調停人を免責します。ただし、故意または重大な過失があった場合を除きます。
8. 私は、いかなる裁判手続についても、XYZ 又はリユナイトの調停人を証人として呼び出しせず、また、調停からの資料を提出いたしません。
9. この文書における約束の効力は、本調停手続が終了し、または、私が本調停手続の参加者では無くなった後も、有効に存続することを理解し、同意します。

上記のとおり、合意した。

日付：

当事者署名：

別添 「調停実施条件」(電話によるアドホック調停)

XYZ およびリユナイトは、以下の条件により、共同で調停を行います。

日時

期日は、合計 3 日間、上限 9 時間までとします。

2. 場所

期日は、調停人(以下に定義します。)および当事者が、電話、テレビ電話、スカイプ又はこれに類する通信手段を利用可能な場所において行います(以下「アクセスポイント」といいます。)

3. 調停人

2 名の調停人によって行われます。

1 名は、XYZ により指名され、もう 1 名は、リユナイトにより指名された調停人です(以下「調停人」といいます。)

4. 言語

英語/日本語 必要な場合通訳を介します

5. 弁護士の同席

本調停手続においては、原則として、調停当事者の代理人は同席しません(疑義を避けるため、調停当事者は電話で又は調停の別室において、調停の間いつでもコンタクトし、アドバイスを求めることができます。)但し、当事者の要望があり、他方当事者の同意があれば、代理人が調停に同席することもできます。

6. 出席

期日は電話、テレビ電話、スカイプ又はこれに類する通信手段により実施します。当事者は、日本または英国において調停人と同席します。

7. 手続の概要

両当事者は、本調停手続開始前に、調停の進行及び準備手続(スクリーニングインタビュー)に関する情報提供を受けます。

本調停は、調停当事者の同席を原則とします。

事案が調停に適していると調停人が判断した場合、調停の手段(電話、テレビ電話、スカイプ又はこれに類する通信手段) 調停期日、アクセスポイントが調整され、当事者は、XYZ およびリユナイトから通知されます。

調停は、原則として、調停人および両当事者が、電話、テレビ電話、スカイプ又はこれに類する通信手段に、はっきりと繋がっている状態で行われます。両当事者が和解条件に達した場合には、Memorandum of Understanding の書面を作成し、両当事者及び調停人が当該書面に署名します。

基本的に、合計 3 日間、9 時間を過ぎた調停期日中に両当事者が合意に至らなかった場

合には、当該手続は終了します。

8. 守秘性

調停人、XYZ およびリユナイトは、この調停手続の秘密を保持します。

9. 子どもの面接

調停人は、必要ある場合には、別途子どもに対する面接を実施します。この面接は、両親の同意を得て、子どもが十分な年齢と成熟である場合に行われます。子どもに対する面接は調停の開始前に行われ、かかる面接の際には、両当事者は同席することはできません。

3. 共同調停実施における手続に関する基本了解事項

(1) 日本における調停機関とリユナイトとの関係

本報告書においては、リユナイトを一方機関とし、日本における調停機関を他方機関とする了解事項(メモランダム・オブ・アンダスタンディング)案(モデル)や当事者の提出する合意書案を、リユナイトの検討も経たうえで、提案している。ただし、日本における調停機関は、1機関に限られるものではなく、希望する機関があれば複数になることを想定している。

以下は、了解事項の各項目について詳細に説明するものである。

リユナイトは、今回、「リユナイトと日本における調停機関との了解事項」についての「モデル案」という位置づけで、われわれの提案にかかる了解事項案の検討を行った。すなわち、この文書について、長時間をかけ、調停人や弁護士による検討がなされた結果、このようなモデル案の作成に至った。リユナイトが複数機関とほぼ同様の共同調停をしようとしていることに照らし、その事務的負担を考慮し、本報告書で提案するモデル案をベースとし、変更は最小限にとどめることが便宜であろう。これは次のような事情による。

日本における各調停機関が実際にリユナイトと共同調停をしようとする場合、その機関が独自に策定した機関間の合意案を提案することも考えられる。しかし、その場合、リユナイトは、その合意案について、いわば「一から検討する」必要が出てくるため、大きな負担となる。このように、日本の調停機関から独自の了解事項案を提案し、それをリユナイトが検討しなければならないこととなれば、リユナイト側の負担が大きくなりすぎるので、リユナイトとしては応じにくいであろうと考えられる。

そこで、実際には、日本における調停機関は、その機関特有の関心事項に基づき、今回提示した「モデル案」について、了解条項を付加・変更することが望まれる。

なお、リユナイト側で、これらの文案をモデル案とすることの了解はあるが、当然のことながら、限られた時間の検討に基づくものであり、リユナイト側がこれに完全に拘束されるものではない。今後実際に日本の調停機関との間で交渉・合意等を行う場合に、リユナイトが(日本の調停機関からの提案とは無関係に)これらモデル案の修正等を求めることもありうる。

(2) 事案の打診

リユナイト及び共同調停を担当する日本の調停機関は、共同調停にふさわしい事案があると考えるときは、他機関に打診をすることができる。ただし、いかなる場合も他機関に打診をする義務を負うものではない。

具体的な事案の紹介については、たとえば、次のような流れが考えられる。

- (ア) 日本の調停機関(リユナイト共同調停を行うこととしたもの)に申し立てられた事案で、英国に LBP がいるものについて、日本の調停機関から、リユナイトに対して、この仕組みによる共同調停を提案する。
- (イ) リユナイトに話のあった事案で、リユナイトが本仕組みに基づく共同調停を好ましいと考える場合に、もし、日本で複数の機関との間で共同調停をすることとしている場合には、どのように進めるか問題となる。

仮に、TP の居住地に近いところに、該当する調停機関があるような場合には、その調停機関に連絡することが考えられる(もっとも、これについても、日本側の関係者からの助言が必要なことが多いと思われる)。もし、同一の地域に複数の調停機関がある場合には、リユナイトとしていずれかを選択することは困難かもしれない。このような場合も含め、日本の中央当局において、適切な調停機関をリユナイトに対して教示する(同一地域にある複数の調停機関については、機械的に配点する)ことなどが考えられる。この限りで、日本における中央当局の関与が求められる。

(3) 共同調停人同士のコミュニケーション

共同調停を行う場合、両者の協働関係が重要であり、そのためには、特に面と向かって話をする機会がない仕組みの共同調停では、予めコミュニケーションをとる機会が必要である。下記のスクリーニングなどを始める前に、他の調停人との間で、電話やスカイプで、自己紹介、一般的な調停についての意見交換など、少なくとも 2、30 分間話をする機会を持つことが必須である。

一方の調停人が他の調停人とともに手続を進めていくことが困難だと思う場合でも、調停人が手続を拒否する仕組みにはなっていない。調停人同士で、話をしながら進めてもらうこととなる。

(4) 個別事案の適格性判断に関する審査 —スクリーニング

共同調停は、英国における調停人 1 人、日本における調停人 1 人の 2 人の調停人により行うものとしている。

共同調停においては、「スクリーニングの手続」を重視し、その過程において、必要事項を聴取し、当事者の調停手続に関する姿勢をよく確認する。また、スクリーニングの手続において、共同調停手続について当事者に対して適切に説明し、手続に関する誤解がないように努める。特に、当事者に対し、「スクリーニングの手続」を行っても調停手続に進めないことがあることを説明し、理解を得ておく必要がある。

(5) スクリーニングの手続完了前に、当事者に書面を差し入れてもらう

スクリーニングの手続をする前又はスクリーニング完了前に、当事者には、調停を念頭においたスクリーニング、そこで調停に適合する場合には調停をするという書面にサインをしてもらうことを想定している。調停において何が行われるかといったことは、電話でのスクリーニングの際にさらに詳しく説明することとするが、スクリーニングが開始することについて、当事者の関与を明確にするためである(スクリーニングの開始前でなくとも、スクリーニング開始後、調停人候補者から十分説明を受けた後に、調停人候補者間の話し合いの前にサインをしてもらえばよい。) スクリーニングが開始する時点で、調停人らにとって実質的に相当程度の作業が発生するため、その開始の時点について、当事者の関与した形で明確にしておくことが望ましい。当事者の合意書面は、スクリーニングで調停に向かないことが明らかになった場合は調停をしないということについても定めている。

もっとも、調停にあまり関心のない当事者からは、簡単には書面作成に協力を得られない可能性もある。手続の早い段階(スクリーニングの初期)に、この手続全体が、国の補助によって当事者の負担のない形になっていること、そのため、当事者に、スクリーニングを進めることを確認してもらう必要があることを説明し、サインを求めることが考えられる。それでもどうしてもサインを拒否するような場合には、その事情を記載することで、サインに代えることが考えられてよい(ただし、調停を進める場合には、必ずサインしてもらう必要がある。)

なお、スクリーニングに先立って、申立人(外国にいる当事者)が調停機関に提出するものとしては、日本の外務省に提出した援助申請書の写し及び援助決定の写し並びに当事者名及びその連絡先(住所、電話及びメールアドレス)を記載したものとすることが考えられる。援助申請書の写しにより、ある程度の事情がわかることから、それ以上の説明を求める必要はないと考える。日本の調停機関が通常求めるような「調停申立書」は、手続を複雑にするので求めるべきではないと考える。

(6) スクリーニングの具体的手法

スクリーニングの手続は、必ず、電話によるものとする。これは、双方当事者の公平性を図るためであり、一方当事者だけが直接調停人候補者と会うというようなことはしないこととする。

スクリーニングについては、おおむね次のようなやり方が考えられている。

(ア) スクリーニングにおいては、一当事者に対し、いずれか 1 人の調停人

候補者が、電話で話をするものとする（もし通訳が必要な場合は通訳を介するものとする）。この場合、なるべく当事者と母国語を共通にする者が話をするものとする。また、通訳なしで話ができる言語があればそれを尊重する。場合によっては、1人の調停人候補者が2人の当事者に直接電話で話すこともあるかもしれない。多くの場合、英国側当事者は英国の調停人候補者と、日本の当事者は日本の調停人が話をする。

- (イ) 調停人候補者が、それぞれの当事者と電話で話をする場合には、特に予め情報に接することなく、白紙で話をきくことを原則とする。電話での会話の中で、どんなことがあったかを簡潔に話してもらうものとする。
- (ウ) その情報に基づき、各地の調停人候補者同士が電話やスカイプで協議し、共同調停にふさわしい事案であるかについて検討する。仮に、1人の調停人候補者だけが双方当事者から話をきいた場合であっても、他の調停人候補者と協議をして、調停を進めるかどうかを決める。
- (エ) その結果、調停人候補者が2名とも共同調停にふさわしくないと判断したとき以外は、共同調停を進めるものとする。

この場合において「共同調停にふさわしい事案か否か」の判断は、各調停人候補者の専門的判断によるものとするが、たとえば、一方の当事者が全く譲歩するつもりがないと考えられる場合、当事者双方の考え方の差があまりに大きく、これを合意にまで持っていくことがきわめて困難だと考えられる場合などがありうるだろう。もっとも、きわめて困難なのか、話の持って行き方によっては、当事者が当初の考えを大きく変更することもあると考えるのか、判断は容易ではない。また、調停人によっては、たとえ調停の成立に至らなくても、調停の場で、少しでもお互い話をする場をもつこと自体に価値があるという考え方もある（英国においては、調停の場がなければ、直ちに法廷で争うことになるようである。）。そのため、調停人候補者が2名とも調停不適と考える場合以外は、一方の調停人候補者が調停をやってみようという考え方にしたがって、調停を進めようという考え方をとっている。この点について、日本側では、もともと調停人候補者双方が調停を進めることを合意した場合に調停を進めることを考えていたが、リユナイトの経験豊富な調停人の考えを尊重し、このようにすることとした。一般論としては、二者が「進める」という意見で一致したときに、「進める」と考えるのが普通であろう。これがもともとの日本側の考えであり、それ以上に深い思考をしたわけではなかった。しかし、調停の場合には、「調停をやってみる価値がある」と一方の調停人が考える場合には、それを試みたほうがよい、という考え方がありうるものと思われる。実際、調停は、「調停成立」の見込みがある場合にのみ行うべき

ものではなく、「調停を行う」こと自体が、たとえ調停不成立となっても、当事者間の話し合いの場を持つことで、少しでもお互いの考え方を知ることができるなど、意味があるという考え方がある。そのような考えを十分理解したうえで、リユナイトからの提案を採用することとした。

(7) 当事者の調停を行う意思が重要であること

リユナイトでは、当事者自身が「調停を行う意思」をきわめて重視している。当事者に話し合う意思がないときに、どれほど調停を勧めるか、については、もしかすると日本の調停機関とは感覚の違いがあるようにも見受けられた。日本における調停は、弁護士会の仲裁センターなどにおいて、特に、調停人からの「説得」によって相手方に調停に来てもらう、ということもそれなりに行われているときく。そして、調停自体においても、調停人の「説得」や「提案」といったものが広く受け入れられているように思われる。しかし、リユナイトは、調停人からの「提案」や「説得」はすべきでないと考えており、あくまで当事者の意思を尊重することを強く打ち出している。これがその違いである。

ただ、いずれにせよ、スクリーニングの過程で、当事者の意思を確認することになる。当事者がまったく調停に関心がなければ、そもそもスクリーニングを行うことも拒否すると考えられ、スクリーニングを進めることもできないであろう。したがって、この手続を開始するときは、当事者は多少は調停に関心があるということができる。

(8) 調停の場における弁護士の立会いは、相手方の同意があるときのみ

共同調停においては、原則として、弁護士の同席は認めないものとする。ただし、当事者が弁護士の同席を希望し、相手方がそれに同意した場合には、これを許すことができる。なお、当事者は、いつでも、調停の場を離れて、自己の弁護士に電話や別室等でアドバイスを求めることができるものとする。

(弁護士の同席を認めないこととする理由)

リユナイトにおいては、弁護士の同席を認めないこととしている。リユナイトでは、当事者の意思を当事者が自分の口で述べることを重視しており、これが大きな理由だと考えられる。お互いが話をする場をつくる、という意味でも、当事者が自分で述べることが重要だと考えられているようである。

また、英国においては、弁護士は訴訟のためにアドバイスをするという感覚が強いと思われ、調停の場に同席すると、どうしても、調停が争訟的になってしまうという懸念もあるように見受けられた。さらに、弁護士が後の訴訟を担当することに照らし、調停の場でのやりとりの秘密が完全には守られないのではないかとの懸念もあるようである。この点は、日本において、「調停の場

での話を訴訟のときにはいっさい出さない」と決めることで解決可能であるようにも思われるが、もともと日本においてこの点の峻別が必ずしも厳格でないことを考えると、英国との認識ギャップは大きい。また、実際に、英国では、長時間の調停に弁護士が立ち会うと弁護士費用が高額となってまかなえないという問題もあるようである。

一方、日本では、家庭裁判所の調停を中心に、弁護士が調停で同席するのはごく普通のことであることから、当事者代理人が同席できないことについて理解が得られないのではないかと考えられた。そこで、例外的に、当事者から弁護士が同席することの申出があり、相手方がこれに同意する場合には、弁護士同席も認めることとした。しかしながら、実際には、日本側当事者だけ弁護士が同席し、英国の当事者に弁護士が同席しないという場合に、英国側当事者がそのようなやり方は不公平だとして不満をもち、これに同意しないと考えられる(つまり、このような調停自体成り立たないことになると思われる。)つまり、日本側で当事者代理人が同席し、英国側では弁護士が同席しないという事態は、あまり起きないと思われる。日本側で、いかに弁護士の同席を求めたいと考えても、英国の当事者がそのような調停に応じないということになれば、調停を進めることはもはやできないことになる。

以上のとおり、当事者間の公平のためにも、また、これまでのリユナイトのやり方を尊重するという意味でも、共同調停において、原則として弁護士の同席を認めないという方法をとることとし、もし相手方が弁護士の同席に同意する場合には同席を認めるということにした。

なお、日本側で弁護士が同席する場合、英国でも弁護士が同席することがどれほど考えられるか、という点については、上記のとおり、実務的に英国では弁護士費用が高額になることから、現実には考えにくい。すなわち、もし同席を求めようとすれば、(英国にとっての)アウトゴーイングケースについて、英国のリーガルエイドが支払われることもほとんど考えられないことから、当事者が弁護士費用をすべて支払わなければならない。そして、一般に、このような分野の専門的な弁護士の時間当たり単価は相当高額なものであるうえ、3日間という長期間に渡る立会いの費用は、日本円に換算して数十万円を下回らないであろう。これを支払うことができるような者は、弁護士に依頼して外国での裁判等を行う可能性が高くリユナイトの調停とは異なる方法で解決を求めるだろう、というのがリユナイトの見方である。

(9) 共同調停の日数と時間

リユナイトの現在の調停は、2日で3つのセッションから成り、1日目午後、2日目午前、2日目午後、それぞれ3時間ずつから成っている。

本共同調停においても、基本的にはこの方式を大幅に取り入れることとしたいが、時差のために、1日3時間が限度と考えられる。時刻についていえば、英国の朝9時から3時間（日本で夜6時から9時）というのがほとんど唯一の可能性といえよう。これを3日間連続で行うのが一般的である。

各調停セッションの後に、調停人同士で30分から1時間程度、意見交換することが一般的には考えられるであろうが、特に日本側にとっては連日遅い時間になってしまう点は、日本側の調停人にとって負担になる可能性もある。

4. その他の検討事項

(1) 共同調停費用の実施機関による負担

共同調停を実施する場合、実施機関は、調停人への支払などを行うが、その一部又は全部は、当事者に申立費用や手数料といった形で負担させるのが一般的である。

リユナイトでは、2014年4月から、英国のインカミングケースで、LBPの申立てについては、資力に関係なく、完全にリーガルエイドでまかなわれることになった。TPについては、通常どおり、資力要件に応じて、当事者又はリーガルエイドが調停費用を支払っている。その具体的金額については、別に述べたところである。本共同調停は、アウトゴーイングであることから、英国で、調停についてリーガルエイドが支払われることは原則としてない。例外は、英国において子が後見手続に付されている場合である。その場合の支払額については、上記1(6)記載のとおりである。

リユナイトとしては、本共同調停について、外国政府から外国調停機関を通じて支払を受けることには何の問題もないとしている。また、パイロット段階については、プロボノで行うつもりもあるとのことであるが、それはあくまでパイロット段階に限ったことであり、いつまでもそうするつもりというわけではない。

一方、現在、日本では、裁判所外の国際家事調停（国内ADR）において、ハーグ条約事案で、返還又は面会交流に関する限り、4回の期日まで、当事者は申立手数料や期日手数料を支払わなくてよいことになっている（支払を要するとすれば手続をしたくないと考える当事者が相当多いように思われる）。翻訳・通訳費用等についても補助がなされることがある。調停の中で、返還と面会交流以外の事項、たとえば、養育費について定めることとなれば、その分については、別途当事者が調停費用を支払わなければならないこととなっている。

そして、弁護士会の仲裁センター等の機関では、従来、スクリーニングにつ

いて調停人に報酬を支払うこととはしないのが一般的であった。そのため、ハーグ条約事案についても、実際調停手続が開始される場合にのみ、調停実施機関に対し中央当局からの費用補助が支払われることとなっていた。しかしこれでは、ハーグ条約事案において特に重要なスクリーニングの作業を適切に行うことができず、調停実施機関としても、無理に調停を進めなくてはならなくなるなどの問題もある。今後については、弁護士会の仲裁センター等の機関においても、スクリーニングの重要性に鑑み、この点について、適切な仕組みが考えられているとのことである。二国間国際家事調停においてスクリーニングの重要性は顕著であることから、そのために、適切な調停人報酬が支払われる仕組みとする必要がある。

現在は、英国のインカミングケースでのリーガルエイド（以下、調停人2人で、一方当事者用に支払う額をいう。）は、スクリーニングで130ポンド、3回のセッションで532ポンド、調停成立で252ポンドである。また、当事者は、スクリーニングだけだと支払をせず、全部で750ポンド支払うとされている。

遠隔地の調停であることで、何かと手続その他で追加的負担がかかることも考慮し、二国間調停においては、スクリーニング130ポンド、に加えて調停750ポンド、そして国際電話や郵送費等にあてる費用として2万円程度、合計約20万円程度をリユナイトに支払うことを提案する。もし調停のセッションが3回に足りないときは、1回あたり250ポンドずつ減じる。なお、通訳・翻訳費用は支払われなければならない。

(2) 当事者からの書面の提出等について

調停をどのように進めるか、双方が一緒のところでは話をするか、片方から話をきくか、といったことは、調停人が事案や内容に応じて判断することとなる。スクリーニングの際に当事者からきいた事情は、相手方当事者には知らせないものとしているが、その後、調停を進めることになった後、当事者が相手方には知らせないでほしいという場合にどのように対応するかという問題がある。基本的には、調停人だけに知らせて相手方には知らせないでほしい、というやり方は認めない、と最初にルールづくりをしておくことが考えられる。同様に、事務連絡は別として、調停人や調停機関に対する長文の書面の提出や、長文のメールでの連絡は受け付けない、というルールづくりをしておくことが考えられる。ただし、これも事案によっては、調停人の判断で受け付けるということもありうる。こういったことは、調停人両名が話し合っ、どのように対応するか決めればよいと考えられる。

(3) 合意についての裁判所への持ち込み

英国では、裁判所に申し立てられた事件がリユナイトに回ってくるのが原則であり、ソリシタもついているので、合意は原則として英国の裁判所に持ち込まれてコンセント・オーダーの形となることとなっている。逆にいうと、裁判所に持ち込まれるまでは、調停での合意の法的効力は不確定ということもできる。

しかしながら、アウトゴーイングケースの場合には、英国でソリシタがついているとは限らない。しかも、日本にいる子どもについて定めるとすると、「債務名義」があったほうがいいのは、第一次的には日本である。もちろん、日本で、家庭裁判所の調停とするためには、当事者に代理人をつけるか、本人が来るか（原則は本人の出頭が求められる）が必要とされる。当事者の資力が十分でない場合は、ここで改めて法律扶助を求めるなどして、調停を進める必要が出てくることもあるだろう。しかし、日本においては、裁判外 ADR の合意を必ず裁判所の調停にしなければならないとは決まっていないので、この点は、事案に応じて当事者の判断に待つこととなる。

なお、日本では、一般的に、裁判所の調停調書は、裁判と同様の効力があり、執行力がある（enforceable）と説明するが、特に面会交流の調停調書は、これを現実に「執行」することは困難なことが多く、相手方が怠ったときに子どもに会えるとはいいにくい。したがって、そのような実情については、当事者（特に面会を求める当事者）に十分説明しておく必要がある。

(4) 具体的事案の可能性の検討

日本においては、「返還」事案のほか、「面会交流」事案も当分多いのではないかと考えられる。ここで、当事者が、「共同調停」を選択するのはいかなる場合か、について検討しておく。

基本は、英国に所在する LBP が調停を始めようとし、これに対し、日本にいる TP が調停に応じるか否か、という問題になりそうである。

返還の場合、英国 LBP にとっては、選択肢は、裁判所の手続及び日本での通常の ADR、そしてこの共同調停ということになる。英国 LBP としては、通常は、裁判所の手続によって返還が命じられると考えているが、最終的に親権が得られるとは思っていない可能性もある。そこで裁判を視野に入れつつ、このような調停を申し立て、面会交流を確保するということも考えられる。裁判所の調停と異なり、スカイプ等で直接参加ができるし、調停人の 1 人が英国にいることは安心な要素といえるであろう。ここで TP としては、申し立てられる側で、多くの場合裁判で返還を命じられる可能性があるかと憂慮しているであろうことから、「話し合い」を試みるインセンティブがあり得る。

これに対し、英国 LBP が面会交流を求める場合、LBP として、返還と同様やってみようと思っても、TP にとって、特段の魅力が無く、裁判所での調停でないと応じないということが多いであろう。すなわち、面会交流で、この二国間調停が用いられる可能性はきわめて低いと予想される。

IV. ドイツに関する調査結果及び二国間共同調停に関する制度設計の研究

1. ドイツに関する調査結果

(1) ドイツにおける ADR の状況

(ア) ドイツにおける調停及び ADR に関する法規制

EU では、調停と裁判のバランスを取り、調停を利用することで紛争の友好的解決を図り、ADR を利用しやすくすることを目的として、「民事及び商事事件における調停の若干の問題に関する 2008 年 5 月 21 日のヨーロッパ議会及びヨーロッパ理事会の指令 (2008/52/EC)」(以下「EU 指令」という)が制定された¹⁰。

ドイツでは、EU 指令の国内法として、2012 年 7 月 26 日、「調停並びにその他の裁判外紛争解決手続の促進に関する法律 (MedG)」(以下「調停及び ADR 法」という)を施行した。調停及び ADR 法は、ドイツにおける調停及び ADR の基本原則や手続き、調停人の行動規範などを定めている。

(イ) ドイツにおける調停人資格

ドイツには調停人の資格は特に定められていない。弁護士、心理専門家、ソーシャルワーカーなどが調停人になっていることが多いが、誰でも「調停人」と名乗ることができる¹¹。ドイツの中で主要な調停人の連盟である BAFM と BM は研修を実施しており、研修を受けた者は「BAFM メディエーター」、「BM メディエーター」の肩書を使用することができる¹²。

調停及び ADR 法では、調停人の質を確保し、モニタリングを実施するために、新しく「認定調停人 (zertifizierter Mediator)」という肩書を設け、ドイツ司法省が定める規則に基づき、一定の基準を満たす研修を受けた調停人のみが「認定調停人」と名乗ることができると定めている。2014 年 11 月時点では、具体的な要件を定める規則はまだできておらず、議論が続けられているということである¹³。

(ウ) ドイツにおけるハーグ条約調停

ハーグ条約事件の調停に関しては、世界的にも調停による友好的解決が望ましいとされている。ドイツでも後述する非営利団体の MiKK では、

¹⁰ Directive 2008/52/EC of The European Parliament and of the Council of 21 May 2008 on certain aspects of mediation in civil and commercial matters

¹¹ マルチナ・エルプ・クリューネマン「ドイツにおける子の返還事件に関するメディエーションの実務並びに裁判との連携」立命館法学 2013 年 1 号 (347 号)436-437 頁

¹² 同上

¹³ 2014 年 11 月 17 日 MiKK の理事長であるクリストフ・パウル氏との電話会議で確認したもの

熱心に調停を進めている。ドイツの中央当局も調停による解決を進めるために、調停で話し合いによる解決を試みることができることや、MiKKの連絡先などの情報を書いた文書をTPに交付しているが、積極的に調停を利用するように働きかけているわけではない。

ドイツでは、中央当局がLBPを代理し、返還申立を行うため、将来的にはTPが裁判の相手方となることから、中央当局からTPへの連絡は最小限に抑えざるを得ないということである。2013年にドイツの中央当局に申請があったもののうち、調停となったのは、8件のみで、いずれもMiKKが調停の実施を支援したものであった。

調停を勧める役割を担っているのはもっぱらMiKKである。TPがMiKKに連絡をした場合、MiKKのスタッフが調停の目的や進め方などを丁寧に説明し、当事者に調停の利用を勧めている。そして当事者が調停の実施に同意した場合には、MiKKが日程や国籍などニーズがあう調停人を探すことになる。このような作業に1件当たり5~60時間程度かかることもあるという¹⁴。MiKKでは、2013年に159件の調停の申立を受けた。MiKKへの調停の申立の内訳は後に詳述する。

当事者の代理人として活躍する弁護士の中には、調停に向く事案は全体の半分程度で、無理をして調停をしたことにより当事者間のコミュニケーションが悪化することがあると調停に対して懐疑的な意見を持つものもいた。

スカイプ等を利用した調停については、実際に当事者が集まって行う調停に及ぶものではない。しかし、当事者にお金がない、あるいは、在留資格を得られないといった理由のために、一か所に集まって調停を行うことができないことが実際にあることに鑑みれば、スカイプ等による調停に積極的な意義があるからやってみるべきだという意見が多数であった。ただし、実際にスカイプ等により調停をやってもよいという調停人の数は、それほど多くはないということである。

(2) ドイツのADR機関の状況

本調査では、ドイツにおいて、唯一、国際的な連れ去りに関する調停を推進する専門的な非営利団体であるMiKK (Mediation bei internationalen Kindschaftsconflikten) を調査対象とした。2015年1月5・6日のドイツ訪問時には、MiKKの理事長であり調停人でもあるクリストフ・パウル氏(弁護士・公証人)、MiKKのマネージング・ディレクターであるマリー・キャロル氏、ソーシャルワーカーであり英国弁護士でもある Ischtar Khalaf-Newsome

¹⁴ 2015年1月5日MiKK訪問調査での聞き取りに基づく

氏、調停人でありサイコロジストでもある Sybille Kiesewetter 氏と面談し、MiKK の設立経緯や活動内容、MiKK が主催する国際調停やトレーニングに関して、詳細を調査した。ドイツ・ベルリン市内の MiKK のオフィスにも訪問し、組織体制や設備体制、日々の業務内容、財務状況について調査を行った。

MiKK は中央当局とも連携し、裁判官向けの研修等も行っており、裁判官も当事者に MiKK に調停のアレンジを依頼するように伝えたり、あるいは裁判官自身が直接 MiKK に調停の調整の依頼をするなど、ドイツの中で高い信頼を得ている非営利団体である。

(ア) 組織体制

MiKK は、ドイツ・ベルリン市のオフィス（所在地：Fasanenstr. 12 10623 Berlin）を拠点に、国際的な子の連れ去り、面会交流及び親権の問題等に関して調停を通じて活動を行っている非営利団体（Non-profit organization）である。MiKK の活動は、2002 年に Family Mediators Working Group として開始され、2008 年に非営利団体として設立された。国内外の支部等は存在しない。

MiKK は、調停を組織し支援するものの、MiKK 自ら調停をすることはない。そのため、MiKK 常勤の調停人というものはなく、MiKK に登録している調停人らに調停を依頼して調停手続を組織している。2014 年現在 MiKK に登録されている調停人は、97 名で、26 カ国語で対応している¹⁵。調停人は、弁護士、心理セラピスト、ソーシャルワーカー、学者、教育アドバイザー等の専門家等で構成されており、ドイツ各地に点在している。調停人リストには、国際的な子の連れ去りに関する調停（以下「国際調停」という）の研修を受けた者のみが登録できる。国際調停の研修は、180 時間に及ぶ基礎トレーニングと、基礎トレーニングを受けた者のみが受講できる 50 時間の専門トレーニングがあり、MiKK は専門トレーニングを開催している（年 2 回開催）。なお、MiKK の専門トレーニングの講師らはフリーランスであり、MiKK に所属しているものではない。このほか、MiKK に協賛しているサポーター会員が 2014 年現在 16 カ国 133 名いる。

MiKK の運営は、5 名からなる理事会で運営されている。理事は、弁護士、学者、教育に関する専門家（全員調停人）から選任されている。退任者が出ると代わりのメンバーが選任される。

MiKK の事務局はスタッフ 4 名で構成されている。これら事務局スタッフによって調停人の選出・依頼、調停室の確保及び当事者との

¹⁵ <http://www.mikk-ev.de/english/list-of-mediators/>（最終閲覧日 2015 年 3 月 20 日）

連絡が行われ、調停が段取りされる。事務局スタッフは、現在全員がパートタイム勤務で、MiKK から給与が支払われている。事務局スタッフは、原則としてベルリンの MiKK のオフィスでこれらの業務を行っている。

ドイツでは、MiKK が設立され、調停の受け皿として活動するようになる前から、MiKK の前身が「二国間調停モデル」を作成し、私的調停を実施していた。この調停モデルの内容は、2007 年にポーランドのヴロツワフにおいて、ドイツとポーランドの調停グループ間で採択された「二国間の家事調停に関するヴロツワフ宣言」に基づくものである。現在の MiKK 支援の調停も、この調停モデルを継受している。

二国間調停の事例としては、裁判所への返還申立後の私的調停において、ドイツ人母 (TP) と英国人父 (LBP) との間で、面会交流を中心とした合意が成立した事案、ドイツ人母 (TP) とアメリカ人父 (LBP) が、裁判申立てをすることなく、私的調停において母子がアメリカに戻ることを主眼とする合意が成立した例がある。

また、MiKK は、スペイン、ポーランド、アメリカ、英国、フランスとの間で二国間調停プロジェクトを行っている¹⁶。

(イ) 設備体制

MiKK のオフィスは、ベルリンのオフィスピルの 1 室にあり、玄関から入って 1 つ目の部屋には小さなキッチンとテーブルが置かれているスペースがあり、更に奥に事務スペースがある。

事務スペースは 3、4 名程度が執務できる広さで仕切りはなく、2 人以上が同時に電話業務を行うと会話が聴き取れなくなるという支障が生じるとのことである。事務机には、電話とパソコンが 2、3 台置かれている。テーブルが置かれているスペースには複数の言語で作成されたパンフレットが置かれ数人が座ることができるようになっているが、当事者が来ることはなく、スタッフの休憩に使用されている。調停は MiKK のオフィスで行われることはなく、当事者が来ることを前提としないため、待合室や調停室はない。オンライン調停のためのスカイプ等の設備もない。

MiKK 自体が調停を行うのではないが、調停を組織するため (調停人の確保、調停室の確保、当事者への連絡等) に電話が使用されており、事務局スタッフが原則として同オフィスで対応している。

MiKK が調停を組織する際に調停室として使用する場所は、調停を行う都市 (当事者や子の所在地によって決める。) において探すことになる。

¹⁶ <http://www.mikk-ev.de/english/bi-national-projects/> (最終閲覧日 2015 年 3 月 7 日)

調停室は、費用ができるだけかからない場所を選ぶという理由から、調停人の事務所、児童施設、教会などが選ばれることが多い。MiKK のスタッフが電話で調停人や施設等に連絡を取って場所の提供を依頼し、場所を確保する。その他の設備(電話設備、インターネット設備等)については、MiKK が準備することはないため、必要がある場合は調停人が調達(事務所の電話や携帯電話等自己の使用しているものを使用)することになる。

(ウ) 財務面

主たる財源はサポーター会員からの会費、調停人からの寄付、弁護士リストや調停人リスト掲載のための登録費、及び調停人トレーニング開催時の講師からの寄付である。そのほか、各種寄付・補助金で運営費が賄われている。なお、調停人からの寄付は、調停人が受領した報酬の 10% が目安とされている。

費用体系

MiKK は当事者から費用を受け取ることはなく、外国の中央当局や大使館等の外部機関が調停の費用を負担する場合であっても MiKK が直接受け取ることはない。これらの費用は全て調停人に直接支払われる仕組みになっている。

国内の調停は調停人が一人でを行うことが多いが、MiKK の国際調停では、通常、調停人が二人一組となって調停を行う。調停人に支払われる報酬は、平均すると 1 時間あたり 100 ユーロ (調停人 1 人あたり) となっている。調停人が調停に費やす時間は、国際調停の場合、準備(調停人相互の連絡、スクリーニングを含む)に 2 時間、フォローアップに 1 時間程度は必要であり、平均して調停人は調停時間を含めて 14 時間程度活動している。そのほかに調停人の旅費・宿泊費を支払う必要がある。以上から、調停人が 2 人いて、2 日を超える国際調停の場合は、一般的に 4,000 ユーロ程度が必要となる。

通常は調停後に支払いと受けるが、当事者が EU 圏外にいる場合などはデポジットを受け取ることもある。

公的扶助

ドイツにおける公的扶助 (Legal Aid) は、裁判所の決定により与えられるため、裁判手続きが係属している場合にしか受けられない。公的扶助の基準は、ドイツの民事訴訟法に規定されており、家事事件の場合は子の関わりの有無や当事者の経済的状況などを考慮して判断される。LBP、TP のいずれも、国籍にかかわらず、公的扶助を受けることができる。また、裁判所の判断によるものの、裁判費用のほか、弁護士費用、翻訳費用、交通費等も公的扶助の対象となる。

外国からドイツへのインカミング・ケースの場合は、ドイツでの裁判手続きが行われる場合が多く、一定の資力要件等を満たしており、裁判所が必要と認めた場合には、公的扶助を利用することができる。裁判係属後に調停を行うことになった場合には調停費用も対象となりうる。ドイツからの日本へのアウトゴーイング・ケース(日本から見るとドイツからのインカミング・ケース)については、日本で返還命令申立て等の裁判手続きが行われるため、ハーグ調停が行われる段階では、ドイツでの裁判手続きが係属していないことが想定され、ドイツの公的扶助を利用することができない。もっとも、ハーグ調停での合意内容についてドイツでもミラー・オーダーを取得するという場合には、ドイツでの裁判手続きが行われるため、その部分については公的扶助の対象とはなる可能性がある。

公的扶助を取り扱う部門は連邦の一部門であり、公的扶助の予算のみについては算出されておらず、中央当局も把握していない。ハーグ案件のみの予算についてもそのみを算出することはないようである。

その他

上記のとおり、裁判が係属する前に行われる調停は公的扶助の対象とはならないが、当事者の国籍国の大使館や中央当局が一定の費用を負担する場合もある。ドイツの中央当局もごく限られた場合に調停の費用を負担することがある。

(工) MiKK が支援するハーグ調停

現状、MiKK が支援するハーグ調停の手続の流れは、次のとおりである。

MiKK への問い合わせ

MiKK への調停申込のきっかけは、様々なルートがあるが、裁判所からの紹介が多い点が特徴的である。ドイツでは、国内の家事調停を支援する機関は他に存在するが、国際的な家事調停を支援する機関は、MiKK だけである。そのため、裁判官が、ハーグ案件について調停を実施することが適切だと判断した場合、裁判官は MiKK を紹介する取扱いになっている。なお、裁判官は、個別具体的な調停人を紹介することはできないため、NPO である MiKK を紹介しているようである。その他のルートとしては、中央当局や弁護士からの紹介、行方不明や連れ去りの子について EU が設置するホットラインを通じて MiKK の存在を知る人もいる。また、MiKK は公式ウェブサイトで、調停人名簿やハーグ案件に精通した弁護士の名簿も公開していることから、ウェブサイトを通じての問い合わせも非常に多い。

調停準備

MiKK に対する調停実施の申込みは、申立書のような書式があるわけではない。あらかじめ MiKK が用意している質問事項¹⁷に、当事者が答える形式で行っており、当事者が申込みしやすいよう簡略化されている。MiKK は、調停の申込を受けると、調停を組織するための作業、すなわち適切な調停人や調停室の選定作業を開始する。MiKK に登録された調停人 97 名、26 ヶ国の言語に対応できるようになっているため（2013 年現在）国籍や使用言語、性別、調停人の居住地、スケジュール等を考慮に入れながら、適切な調停人を探すことになる。調停を行う場所については、調停人が弁護士である場合には、その調停人の法律事務所を使用することもあるが、教会等の施設を利用させてもらうこともある。調停を組織するための準備は、非常に時間のかかる作業であり、1 件あたり 5～60 時間かかることもある。

スクリーニング

いかなる案件についても、調停開始前にスクリーニングを行う。スクリーニングの主目的は、調停を実施するのに相応しい事案か否かを見極めることであるが、スクリーニングの中で今後いかなる言語で調停を実施していくかの選定や通訳人の要否についても判断している（通訳人について、MiKK としては、調停人が当事者への通訳を兼任するのは適切ではなく、独立したプロの通訳を雇うべきと考えている¹⁸。

スクリーニングは、調停人自ら行い、3 時間程度を要する。スクリーニングを実施する前に、当事者から同意書等はもらっていない。この点、一般論としては、DV 事案については、一方当事者が相手方に対して強い恐怖心を持っているため、調停に向かないと言われている。しかしながら、MiKK で長年調停を行っている某調停人の個人的経験としては、当事者が調停を実施することを希望している限り、なるべく調停を実施する方向で安全対策等を考え、スクリーニング段階で調停を拒否したことはないとのことである。なお、スクリーニングを行った結果、調停を実施することになった場合、スクリーニング費用は調停費用に上乗せして請求しているが、調停を実施しないことになった場合、スクリーニング費用を請求することはしていない。

MiKK では、調停が成立しなくても、返還の裁判手続きの第 1 回目の裁判期日では目を合わせることをしなかった当事者同士が、

¹⁷ 質問書 添付資料ドイツ 1 参照

¹⁸ Christoph C Paul and Sybille Kiesewetter, *Cross-Border Family Mediation* (2011) 53 頁

調停を経て、第 2 回目の裁判期日では、相手に対して話ができるようになるということがあれば、コミュニケーションが改善したという意味で調停が役に立っていると受け止めている。

イギリスのリユナイトの行うスクリーニングと比較すると、MiKKの方が緩やかにスクリーニングを行っているようである。イギリスとドイツでスクリーニングに対する考え方が異なるのは、ハーグ条約に基づく子の返還請求の制度が異なっていることに一因があると考えられる。ドイツでは、原則として、国外にいる LBP であっても、裁判期日のためにドイツの裁判所に出頭することが求められており、そのため旅費も法律扶助の対象となっている。調停を実施するかどうかにかかわらず、裁判のために LBP がドイツに来ることになる。せっかく LBP がドイツにいるのであれば、その時間を活用して調停をやってみるとよいと考えられることから、それほど厳格にスクリーニングを行わず、なるべく調停を実施するようにしていると思われる。これに対してイギリスでは、原則として、LBP に期日への出頭を求めない運用をしているために、調停の成立が見込めないのに、わざわざ調停のためだけにイギリスまで来させることになってしまうから、スクリーニングを比較的厳格に実施している面があると考えられる。

調停のスケジュールリング

ドイツの裁判所において、ハーグ条約に基づく返還申立がなされた場合、原則として 1 回、裁判期日が指定されている（裁判所によっては 2 回指定されることもある）。そのため裁判所に返還申立がなされている事案について調停の申立が行なわれた場合、裁判期日の前の 2~3 日間、トータル 10~14 時間をかけて、集中的に調停を実施することが多い（裁判期日が 2 回指定されている場合には、期日と期日の間の 2~3 日間に調停が行われる）。海外から来る当事者の旅費の問題や、ハーグ条約の時間的制限を考えての配慮である。典型的なスケジュールリングとしては、金曜日に裁判期日が指定されている場合、期日直前の火曜・水曜・木曜を利用して調停を行うことになる。調停期間に夜を挟むことが重要である。いったん自宅に戻り一晩過ごすことにより、考えがまとまったり変わることが多いからである。

調停開始の同意書の作成

調停を開始するにあたり、MiKK は”Agreement to mediate”という同意書の書式を用意しており、当事者双方に署名してもらっている。この書式への署名は、当事者双方のみが行い、調停人は行わない。

ハーグ調停においては、調停開始が「返還裁判の放棄」ではないこと
の理解や確認が重要となるため、調停開始にあたっては、この点の説
明も慎重に行っている P41¹⁹。

調停の実施方法（共同調停）

調停はいわゆる「二国間の共同調停」として実施する。すなわち、
共同調停とは、原則として次の点を本質とする²⁰。

- (i) 調停人は、男女を含み、法律・心理学・教育学の専門家とすること。
- (ii) 各調停人は、可能な限り、当事者の二つの国籍のうちの一つを有
していること。例えば、独英間の連れ去りの場合は、イギリスの
調停人とドイツの調停人が含まれる。
- (iii) 上記(ii)の構成が不可能な場合は、少なくとも調停人の一人が、
当事者の一方の言語に堪能なこと。
- (iv) 調停人のうち少なくとも一人は、調停人として訓練を受けてい
ることのみならず、国際的な子の連れ去りの手続に関する法的
特性について訓練を受けていること。
- (v) 両調停人は、割り当てを受けてから 1～2 週間以内に調停に対応
可能となるよう準備すること。

(オ) 調停のタイムテーブル

ハーグ調停は、短期間に進めなければならないため、調停開始前に明確
なタイムテーブルを作っておく必要がある。調停中その都度「いま話し合
いがどの段階にあるのか」「何が解決済みで、何が未解決なのか」常にフ
ィードバックしながら正確に認識している必要がある（パウル P48²¹）。
具体的に調停は 6 つのプロセスを経て実施されている（パウル P214²²）

調停開始につき合意する段階

調停で話し合いたい項目を挙げて、議題を合意しあう段階

（議題としては、子の返還についてのみならず、面会や、養育費・財
産分与等の金銭面についても、話し合いの対象とすることは可能。た
だ、時間の制約があるため、すべてを解決できないことも多い）

話し合いを行って、双方の隔たりを縮める段階

ありうる選択肢（合意内容）を模索する段階

合意成立に向けて具体的に交渉・調整する段階

弁護士と協議しながら合意案をドラフトし、完成させていく段階

¹⁹ 前記注 20、41 頁参照

²⁰ 日本弁護士連合会法務研究財団 国際家事事件の私的調停に関するスキーム研究会報告書
28、29 頁参照

²¹ 前記注 20、48 頁参照

²² 前記注 20、214 頁参照

(当事者はいつでも弁護士に連絡をして相談することができる。ハーグ調停は、通常調停よりも一層、弁護士の役割が重要になってくる。なぜなら、双方の国で拘束力のある合意をする必要があるため、双方の法的知識が非常に大事になってくるからである(パウル P44・55²³)

(カ) 調停条項等

MiKK が関わる調停においては、子の返還のみならず、監護権・面接交渉・養育費、子を返還する際の飛行機代の負担・子の居住場所等、あらゆる事項について、話し合いが行われる。当事者は、調停の冒頭で論点を整理する際、話し合う事柄を自由に出し合うことができ、合意に至った場合には、子の返還についてのみならず、監護権・面接交渉・養育費等、調停で合意に至ったすべて事柄について、合意書案が作成される。但し、MiKK の調停では、弁護士が同席しないことが原則となっているため、合意書案の内容については、弁護士のアドバイスを受けることを条件として、法的拘束力を有する合意となる。

さらに強制執行をなしうる合意とするためには、その後の裁判期日において、この合意書案を持ち込み、正式な合意にしてもらうことになる。裁判所に持ち込むか否かについても、調停の中で当事者が協議し、合意を行うことになる。

なお、調停で何らの合意も成立しなかった場合であっても、引き続き、裁判所の審理期日におい話し合いを行い、ここで合意に至れば、合意に基づく判決が出されることになる。話し合う内容は、MiKK での調停と同様、子の返還のみならず、監護権・面接交渉・養育費等、多岐にわたる。

それでも合意に至らなかった場合には、裁判所が決定を下すことになる。決定を下すのは、子の返還についてのみであり、監護権・面接交渉・養育費等については常居所国で審理されることになる。また、裁判官が子の返還について決定を下す際には、調停における話し合いの内容は、一切考慮されない。調停で合意が成立しなかった場合、調停での話し合いの内容が、裁判所に伝わることはなく、秘密が守られている。

(キ) 2013 年の MiKK の実績

相談件数

2013 年、MiKK には合計 159 件の相談が寄せられた。なお、この 159 件という数字は、ハーグ締約国同士の子の奪取案件のみならず、一方の国が締約国ではない奪取案件や、国際的な面会交流権や養育権を巡る調停の調停のみならず、相談だけで終了した案件も含む。上記 159 件の具体的な内訳は次のとおりである。

²³ 前記注 20、44、45 頁参照

- ・ハーグ条約加盟国から及び加盟国への子の奪取案件：48件
(うち40件は申立ての時点ですでに返還申立が行われていた)
- ・双方、あるいは片方の国しかハーグ条約に加盟していない子の奪取案件：8件
- ・予防的申立て：24件
- ・面会交流権と養育権問題に関する案件：45件
- ・その他：離婚および親権を巡る係争に関する様々な相談：39件

MiKK への相談の経緯

MiKK に最初の連絡をしてきた者の属性は、次のとおりである。

- ・子の母親：43件
- ・子の父親：43件
- ・ドイツ中央当局：8件
- ・ドイツ家庭裁判所：14件
- ・調停人や弁護士等：13件
- ・家族や友人や職場、その他の役所等：38件 上記合計 159件

相談者の国籍

(i) 子の母親の国籍

子の母親の国籍は45ヶ国に及び、これは2012年と比較すると30%を超える国籍の増加に相当する。具体的には、アルバニア、アルゼンチン、ベルギー、ボスニア、ブラジル、中国、ドイツ、ドミニカ共和国、エストニア、フィンランド、フランス、ガーナ、イギリス、ギニア、ホンジュラス、インド、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カナダ、ケニア、コンゴ、クロアチア、キューバ、レバノン、リベリア、リトアニア、メキシコ、ニュージーランド、オランダ、オーストリア、ポーランド、ロシア、スイス、シンガポール、スロバキア、スペイン、タイ、トリニダード=トバゴ、トルコ、ウクライナ、ハンガリー、アメリカ)。最も相談が多いのは、ドイツの国籍をもつ母親で、全部で56件あった。11件はアメリカ国籍の母親で、6件はイギリス、5件はポーランド、ハンガリーとブラジルはそれぞれ4件。イタリア、ケニア、トルコ、フランス、ロシア、スイス国籍の母親からはそれぞれ3件となっており、残りの国では1~2件程度である。母親の何人かは二重国籍であった。

(ii) 子の父親の国籍

一方、子の父親の国籍は37ヶ国であった(エジプト、アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、ボスニア、ドイツ、象牙海岸、フランス、イギリス、ギニア、インド、イラク、アイスラン

ド、イタリア、日本、カメルーン、カナダ、コンゴ、コソボ、レバノン、リトアニア、オランダ、オーストリア、パレスチナ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スウェーデン、スイス、スロバキア、スペイン、チェコ、トルコ、ハンガリー、アメリカ、ロシア)。この中で最も相談が多いのは、ドイツ国籍をもつ父親で、60件。アメリカ国籍を持つ父親は13件、9件がスペイン、6件がフランス、5件がイタリア、そしてオランダとカナダがそれぞれ4件で、イギリス、トルコ、パレスチナはそれぞれ3件である。残りの国籍は1~2件程度である。父親の何人かは二重国籍であった。

(ク) 調停実績

上記問い合わせを受けて、調停実施に至ったのは合計29件であるが、実際にMiKKが調停を支援したのは18件であり、そのうち調停成立に至った5ケースの当事者の国籍は次のとおりである。

1. Hungarian (mother) & German (father)
2. Polish & Polish
3. German & German
4. Brazilian-German (mother) & German (father)
5. Mexican (mother) & German (father)

成立に至らなかった13ケースの当事者の国籍は、次のとおりである。

1. Germany (mother) & France (father)
2. USA & Germany
3. USA-Germany & Germany
4. USA & Germany
5. Germany & Spain
6. Russia & Russia-Germany
7. Cuba & Germany
8. Argentina & Germany
9. France & Germany
10. England & Spain
11. Brazil & England
12. Germany & Italy
13. Germany & Germany

その他の11件は、MiKKが支援しない形、たとえばMiKKの名簿に登載されている調停人と当事者との間で直接やりとりがなされた上で調停が実施され、MiKKが関与しなかった事案等である。上記29件のうち、

調停によって最終解決に至ったのは、5件である。うち3件は裁判係属後であったため、調停を実施するために公的扶助が利用されている。

なお、MiKKに聞き取り調査をしたところ、MiKKが支援する調停はすべて二国間共同調停として実施されているとのことである。MiKKが言う「二国間共同調停」とは、2007年ポーランドのヴロツワフにおいて、ドイツとポーランドの調停グループ間で採択された「二国間の家事調停に関するヴロツワフ宣言」に則った調停のことであり、「ヴロツワフ宣言」は、以下の5項目を内容とする。

調停は二国間の共同調停（bi-national co-mediation）として実施されなければならない。

調停人は各当事者とそれぞれ同じ国籍・同じ文化的バックグラウンドを有する者の組み合わせでなければならない。

調停人は男女の組み合わせでなければならない。

調停人は法律家と心理学の専門家との組み合わせでなければならない。

調停人は任命されてから1～2週間以内に調停に対応可能なように準備しうる者でなければならない。

当事者が同じ国籍者同士（たとえばポーランド人同士の夫婦）で、一方が子をドイツに連れ去っている場合、上記ヴロツワフ宣言に従って、調停人は、男女の、法律家および心理学を専門とする、ポーランド人2名の調停人であることが原則ではある。しかしながら、調停人を選出するMiKK事務局の裁量により、当事者および調停人の語学力や、当事者の文化的バックグラウンド等も勘案しながら、ドイツ人とポーランド人の調停人の組み合わせで調停を実施する場合もある。いずれの調停も、MiKKとしては、上記ヴロツワフ宣言に従って調停を実施しているという意味で「二国間共同調停」としてカウントしており、MiKKが行う調停は全てが二国間共同調停であると説明している。MiKKの支援する二国間調停は、必ずしも隔地間（ドイツとドイツ国外）に所在する調停人が実施したものに限られるわけではない。

2. ドイツとの調停に関する書式案

(1) 合意書案 (MiKK と日本の ADR 機関間の共同調停実施に係る了解事項)

< 英文原本 >

Draft Memorandum of Understanding Regarding Co-Mediation

This Memorandum of Understanding lays down the terms and conditions between MiKK and the Japanese institution XYZ (hereinafter referred to as “Japanese Institution”) regarding co-mediation on Hague Convention Parental Child Abduction and Contact Cases.

1. This Co-mediation Memorandum of Understanding covers child abduction and contact cases between Germany and Japan, which the Ministry of Foreign Affairs of Japan has agreed to assist.
2. Each of the institutions referred to in this Memorandum of Understanding may, in the event of recognizing a case which it considers suitable for co-mediation, contact the other Institution and introduce the case.
3. MiKK shall recommend and the Japanese Institution shall appoint a candidate to mediate the case. Each Institution shall have sole discretion in respect of such a recommendation or appointment regardless of whether the proposed candidate is a lawyer or not.
4. Screening: Prior to the mediation, screening shall be conducted to determine whether the case is suitable for co-mediation. The mediation shall commence only after both mediator candidates agree to proceed.
5. In this co-mediation, one party and one mediator shall in principle be located in Germany and one party and one mediator shall in principle be located in Japan. The co-mediation shall in principle be conducted long distance with the mediators and the parties to the mediation synchronously using telephone (conference call), Skype or any other communication tool which the mediators consider suitable for the co-mediation.
6. In principle, the parties to this co-mediation shall attend the mediation session with at least one of the mediators in person.

7. In principle, Counsel to a party of this co-mediation shall not attend the mediation. (For the avoidance of doubt, the parties may contact their counsel by telephone or outside the mediation room at any time during the course of the mediation.) However, in exceptional cases and on request of one or both of the parties, one or both counsels may attend the mediation provided the other party has no objections to this.

8. In principle, four sessions (three hours per single session) will be conducted for each co-mediation case.

Date _____ Place _____

Date _____ Place _____

Signed:

On behalf of MiKK e.V.

On behalf of Japanese Institution

<和訳>

共同調停に関する合意書案

本覚書は、MiKK と日本の機関 XYZ (以下、「日本側機関」という) の間のハーグ条約に関する親による子の連れ去り及び面会交流に関する共同調停に関する条項を定めるものである。

1 本覚書はドイツおよび日本間の子の連れ去りおよび面会交流に関する案件のうち、日本国外務省が支援をすることに同意したものを対象とする。

2 本覚書に記載される各機関は共同調停に適する案件を認めたときは、他方の機関に連絡をし、事案を紹介することができる。

3 調停を実施するための調停人候補者について、MiKK は推薦し、日本側調停機関は指名する。調停人候補者が弁護士資格を有する者であるかどうかにかかわらず、推薦または指名については、それぞれの機関の裁量に委ねられる。

4 スクリーニング

調停の実施に先立ち、当該案件が共同調停に適するものであるかどうかを定めるために、スクリーニングを実施する。両調停人が実施に合意した場合のみ調停を開始する。

5 本共同調停では、原則として、一方の当事者と調停人がドイツに所在し、他方の当事者と調停人が日本に所在している。原則として、電話会議システムやスカイプ等の調停人が共同調停に相応しいと考える媒体を利用して、長距離間で同時的に実施する。

6 原則として、共同調停の当事者は少なくとも一人の調停人と共に調停期日に出席する。

7 原則として、調停人の代理人は調停に出席しない。(疑義を避けるために、当事者は調停の実施中、調停室の外にいる代理人と面会交流したり、電話で話をしたりすることは許される。) ただし、例外的な事案においては、一方または双方の当事者の希望に応じて、他方の異議がない場合には、一方または双方の代理人が調停期日に同席することができる。

8 原則として、一つの共同調停について4回(1回あたり3時間)の調停期日を実施する。

日付 _____ 場所 _____

日付 _____ 場所 _____

署名:

MiKK e.V を代表して

日本側機関を代表して

(2) 調停手續參加合意書

< 英文原本 >

Agreement to Mediate

between Ms. and Mr.

and

mediators and

We are glad you have decided to come to mediation. We hope that we can help you and the other party settle the questions that need to be sorted out in a way that you both find acceptable and manageable.

Our role as mediators is to help you consider the options that are available to you, and possible terms of agreement, without putting pressure on you to agree. Any arrangements you work out for the present or the future need to be based on full consideration of both parties' interests and needs. Mediation helps parents give full consideration to their children's needs as well.

We would like to explain the basis on which we work as family mediators:

1. Our role as mediators

(a) As mediators, we are impartial. We do not make judgments or take sides. We seek to help you both jointly, as equally as possible.

(b) Our goal is to help you both gain clarity about the issues that need to be settled, to deal with these questions according to the priority you want to give them, to collect all the financial information that is needed and to consider the options open to you both.

(c) We can provide legal information about the Hague Convention, but we cannot explain the ways in which a settlement could be made legally binding and we will not advise you as to the course of action you should take.

(d) The decisions remain yours. We seek to help you find a common basis on which to make your decisions without urging you in one direction or another.

(e) At the end of the mediation, we normally draw up a summary of the proposals or provisional arrangements that have been worked out. This summary is intended to help you in obtaining counsel from your legal adviser on the proposed terms of any agreement before you make it legally binding.

2. Willingness to take part in mediation

(a) As you know, both parties need to be willing to take part in mediation. Its progress depends greatly on your efforts to work out arrangements in good faith as well as in the manner of cooperation.

(b) Either or both of you can decide to call a temporary halt to mediation. This may be agreed for a number of reasons. You may also withdraw from mediation at any stage, although we hope that,

before doing so, you would be prepared to explain your reasons or concerns in the course of a mediation meeting so that every effort can be made to address these concerns more satisfactorily.

(c) If it appears to us that mediation is not appropriate in the circumstances or that no further progress can be made, we would explain that mediation should be ended at the earliest opportunity.

3. Full financial information (This clause is optional. This clause <is / is not> included.)

If the mediation includes financial aspects, the discussions that take place need to be based on both of you having full knowledge and understanding of your financial and other circumstances.

4. Confidentiality

(a) All correspondence from either of you is shared with you both. As mediators, we cannot receive any correspondence on a confidential basis from one of you, without sharing it with the other.

(b) Mediators will share all the information you provide with each other to assist you jointly.

(c) We would be glad if you would agree that, in the event of contested court proceedings taking place, neither of you would call on us to give evidence in court.

(d) We treat the content of our discussions and the information you provide as confidential. We will not provide information to legal advisers or to any other third party, except at the written request of both parties.

5. No prejudice

It is declared that, if prior to the substantive court hearing of the application, the parties agree to attempt to resolve the issues between them (or some of those issues) through mediation, nothing said or done by either party agreeing to make such an attempt or in the course of the mediation will be admissible in evidence herein (whether as evidence of acquiescence on the part of the plaintiff or otherwise); and that the court will draw no inference about the strength or otherwise of a party's case in the proceedings from his or her agreement to make such an attempt.

6. Long distance mediation

This mediation is being conducted remotely by means of a teleconference system (e.g. Skype).
Ms. and Mediator will be in (town, country) and
Mr. and Mediator will be in (town, country).

7. Languages

You agree that will be used as the monitoring language in this mediation and that a summary of the proposals and provisional agreements will be drawn up in this language. However, this does not prevent you from speaking to Mediator in German/.....

and Mediator in Japanese/..... You may retain a professional interpreter for the mediation at your own expense but mediators reserve the right to select the interpreter for your mediation. If you wish to retain an interpreter, please inform the mediators immediately.

8. Mediation appointments and fees

- (a) Mediation appointments are scheduled ahead of time and are binding.
- (b) In addition to our fees we also charge for the time spent preparing the mediation (..... hours) plus travel expenses and accommodation.
- (c) The sum for travel and accommodation will amount to approximately EUR.
- (d) The total charge of EUR plustax for a session of one hour may be shared between you or covered by one of you in any way you both agree. We will bill you at the end of the mediation / ask for payment at the end of each session

Family mediator Family mediator

I have read the above and I accept the terms of the mediation:

Signed: Signed:

Date: Date:

<和訳>

調停手続参加合意書

..... 及び

調停人 及び

私たちは、調停を行うというあなたの決定を歓迎いたします。あなたと相手方当事者が解決の必要な問題について、双方が受け入れ、実行できる方法で和解できるように支援したいと思えます。

調停人としての私たちの役割は、あなたが選びうる選択肢と可能な合意条件を考えるにあたって、合意を押し付けることなく支援することです。あなたが現在または将来のために作り出そうとする合意内容は、双方当事者の利害と必要性についての十分な熟慮に基づくことが必要です。調停は、また、親たちに自分たちの子が何を必要としているかを熟慮するよう手助けするものです。

家事調停人としての私たちの職務の基本について、説明いたします：

1. 調停人としての私たちの役割

(a) 調停人として、私たちは中立の立場にいます。私たちは判断を下したり一方の側に立ったりすることはありません。私たちはあなた方双方を可能な限り公平に支援することに努めます。

(b) 私たちの目標は、あなた方双方が解決を要する問題について明確に認識することを手助けし、あなたの希望する優先順位に従いこれらの問題を取り扱い、必要とする全ての財産状況の情報を集め、そして、あなた方双方が受け入れられる選択肢を検討することです。

(c) 私たちは、ハーグ条約に関する法的情報を提供することはできませんが、和解条項に法的に拘束力を持たせる方法について説明することはできず、また、あなたが取るべき法的措置について助言をすることはできません。

(d) 決定はあなた自身で行ってください。私たちは、あなたが決定をする際に共通の基盤を見つけ出せるように、いずれの結論も強いることなく、支援することに努めます。

(e) 調停終了時に、私たちは、通常、提案の要旨やこれまでにまとめられた合意内容案を起草します。この要旨は、提案された合意の各条件について、法的に拘束力を持たせる前に、あなたが法的助言者に相談する際の助けとなるように意図したものです。

2. 調停参加の任意性

(a) ご承知のとおり、両当事者は、調停に参加することについて任意でなければなりません。調停の手続は、協力的にかつ誠意をもって合意内容を作り出そうとするあなたの努力に大きくかかっています。

- (b) あなたは、共同でまたは単独で、調停を一時中断すると決定することができます。これは理由のいかんを問わず認められます。また、あなたはいつでも調停を取りやめることもできますが、その前に調停の場でその理由あるいは懸念を説明していただきたいと思えます。そうすればそれらの懸念についてより適切に処理するよう注力することができます。
- (c) 調停が状況からみて調停として適切でない、または、それ以上の進展がないと考えられる場合、調停を終わらせるべきであるとき限り早い時点で説明します。

3. 全ての財産状況に関する情報（本条項は任意です。この条項は含まれてくいません/いません。）

調停が財産に関する問題を含む場合、協議を行うにあたっては、あなた方双方がお互い各自の財産状況及びその他の事情について全ての知識と理解を持っている、ということが基礎となっていなければなりません。

4. 守秘性

- (a) あなた方の一方から受領した情報は全て、あなた方双方と共有します。調停人として、私たちは、相手方には伝えないという内密の取扱いでの一方からの情報は、いかなる情報も受けることはできません。
- (b) 調停人は、あなた方がお互いに提供し合った全ての情報について、あなた方お二人を支援するために共有します。
- (c) 裁判手続に至った場合、あなた方のどちらも裁判所に私たちの召喚を求めない同意して頂ければ幸いです。
- (d) 私たちは、調停での協議内容及び提供された情報については秘密として取り扱います。私たちは、法的助言者やその他の第三者に対して、あなた方双方の書面による要請がある場合を除き、情報を提供することはありません。

5. 裁判への影響がないこと

実質的な裁判審理の前に、当事者が、当事者間の問題（またはその一部）について、調停による解決を試みることを合意した場合、調停の試みに同意した際のあるいは調停中になされた当事者の陳述や行動は、裁判審理において証拠として（申立人または相手方の黙諾による証拠であっても）一切認められないこと、及び、調停の試みに同意したことにより裁判において事件に関し有利不利といった影響を受けることはありません。

6. 遠距離調停

本調停は、テレビ会議システム（例 Skype）を用いて遠隔的に行われます。..... と調停人 は、.....（市、国）で、及び、..... と調停人 は、.....（市、国）で立ち会います。

7. 言語

あなたは、本調停の使用言語として を用いること、及び、提案の要旨及び合意書案がこの言語により起案されることに同意します。但し、このことは、あなたが調停人 に対してドイツ語 / で、及び、調停人 に対して日本語 / で、話すことを禁止するものではありません。あなたは自費で調停のための職業通訳人をつけることもできますが、調停人も、あなたの調停のために通訳人を選ぶ権利を保有しています。あなたが通訳人を希望される場合、直ちに調停人にお知らせください。

8. 調停の予約と費用

- (a) 調停の予約は、前もって予定され固定されます。
- (b) 調停費用に加えて、調停の準備時間(..... 時間)、さらに旅費及び宿泊費についても費用として請求されます。
- (c) 旅費及び宿泊費の合計額は、約 EUR となります。
- (d) 1時間あたりのセッションの全費用 EUR 及び 税は、当事者間で共同で負担していただくか双方が同意する方法で一方が負担していただきます。私たちは、調停終了時 / 各セッション終了時に支払を求めたときに請求書を発行します。

家事調停人 家事調停人

上記を読んだ上で、記載された調停の条件に同意します。

署名: 署名:

日付: 日付:

3. 共同調停実施における手続に関する基本了解事項

(1) 日本における調停機関と MiKK の調停人との関係

本報告書においては、MiKK を一方機関とし、日本における調停機関を他方機関とする了解事項についての合意書案(モデル)や当事者の提出する調停手続参加合意書案を、MiKK の検討も経たうえで、提案する。ただし、MiKK 自体は、調停を行う機関ではなく、調停を行うための調整を行う機関であることから、調停を実施するまでの基本的な枠組みについては合意することができるが、具体的な調停においては、調停人の裁量による部分が大きいと思われる。

(2) 共同調停についての情報提供

ドイツ・日本間の案件において、共同調停を実施するためには、TP 及び LBP にこのような制度があることを知ってもらう必要がある。特に、さまざまな事情で来日が難しい LBP にとっては、日本に来ることなく、話し合いをすることができることや、自己の文化に対して理解が深い専門家が調停人になるなどのメリットがあることから、共同調停を利用してもらうためには、LBP への情報提供が重要となる。

日本の中央当局から、特に LBP に対して、共同調停についての情報提供をしていくことが利用の可能性を高めるために必要である。LBP は日本またはドイツの中央当局からさまざまな情報を得る。ドイツ在住の LBP が英語ができるとは限らないことから、共同調停に関する英語・ドイツ語・日本語での情報を記載した文書を含めることを検討すべきである。

中央当局を通さずに、MiKK 及び共同調停を担当する日本の調停機関が、共同調停にふさわしい事案があると考えるときは、他機関に打診をすることができる。ただし、いかなる場合も他機関に打診をする義務を負うものではない。当事者も共同調停の利用を希望しているが、まだ中央当局の援助決定を得ていない場合には、援助申請を行うように促すことになる。

(3) 調停人の指名・推薦

上述のとおり、MiKK は調停を実施する主体ではなく、MiKK は調停を行うための調整を行う NPO である。MiKK では、調停の申込みがあった場合、MiKK に登録している調停人から事案のニーズにあう調停人を選び、調停人に日程の打診をし、日程の調整がつくことが明らかになった場合に、当事者に調停人候補の名前を推薦し、当事者がその候補者でよいと言えば、調停人に選任される。このように、調停人を選ぶのは、あくまでも、当事者であって、MiKK は調停人候補を推薦するにとどまる。

(4) 共同調停人同士のコミュニケーション

MiKK が通常国際調停の場合、国籍や性別、言語、専門性の異なる組み合わせの二人が調停人となることが多い。調停利用者の国籍や言語などのニーズ、調停人のスケジュール等に応じて MiKK がそれぞれの調停人に打診をするため、調停人同士には全く面識がないということもよくある。MiKK の理事で調停人でもあるクリストフ・パウル氏は、そのような場合には、調停人はより良い調停を実施できるように、可能な場合には、調停が始まる前に少し前に調停を行う場所に待ち合わせ、打ち合わせをする時間を設けるなど、共同調停人と事前にコミュニケーションを図るようにするなどの工夫をしているという。

スカイプ等により共同調停人が直接同席しないで行う調停スキームでは、より共同調停人同士のコミュニケーションを図ることが難しくなるので、事前に調停人同士が知り合う時間を設けることが望ましい。

(5) 調停人の役割

調停人は中立であり、平等に両者の支援を行うものである。共同調停では、一方の当事者が調停人のうちの一人と同じ部屋にいる状況となる。いずれの調停人も、中立的な立場で調停に臨むものであるが、当事者が同室にいる調停人が「自分の」調停人と思うようなことがないように留意する必要がある。

調停人は、調停合意に法的拘束力を与える方法やどのような行為を行うべきかということをアドバイスすることはしない。しかし、ハーグ条約の一般的な情報については情報提供を行うことができる。

調停で合意をするかどうかは、完全に当事者の選択に委ねられ、任意に行われるべきであり、調停人が指示するものではないことを当事者との間でも確認している。

(6) 調停の対象事項

共同調停においては、子の返還、面会交流以外に、離婚、養育費、財産分与等についても話し合うことができる。財産に関する取り決めを行う際には、すべての情報が開示されていることを前提とするかどうかについては、当事者が決める。そのため調停することの合意書の財産情報開示に関する条項は、選択制としている。

(7) 個別事案の適格性判断に関する審査 ―スクリーニング

共同調停は、ドイツにおける調停人 1 人、日本における調停人 1 人の 2 人の調停人により行うものとしている。スカイプ等による共同調停を実施する

ことにより、ドイツ在住の LBP は、ドイツ国内で調停を実施することができれば、日本に来ることに比べ、移動の負担は大幅に軽減する。共同調停においては、「スクリーニングの手續」は共同調停人を知る機会ともなる。その過程において、必要事項を聴取し、当事者の調停手續に関する姿勢をよく確認し、共同調停人同士で話し合い、両方の共同調停人が調停にふさわしいと判断した場合に調停を実施する。また、スクリーニングの手續において、共同調停手續について当事者に対してていねいに説明し、手續に関する誤解がないように努める。特に、当事者に対し、「スクリーニングの手續」を行っても調停手續に進めないことがあることを説明し、理解を得ておく必要がある。

(8) スクリーニングの費用

MiKK では、通常国際調停においては、電話によるスクリーニングを行っている。スクリーニング費用は、調停を行うことになった場合には、当事者が調停費用とともに支払う。スクリーニングの結果、調停を行わないことになった場合は、調停人は請求の手間や回収可能性を考慮し、スクリーニング費用だけの請求は行っていない。しかし、本来は調停人の時間を使っており、共同調停においては、調停の実施に至るかどうかとはいかかわりなく、スクリーニングの時間に対しても費用が支払われるべきである。

(9) 調停の場における弁護士の立会い

共同調停においては、原則として、弁護士の同席は想定されていない。ただし、当事者が弁護士の同席を希望し、相手方がそれに同意した場合には、これを許すことができる。なお、当事者は、いつでも、調停の場を離れて、自己の弁護士に電話や別室等でアドバイスを求めることができるものとする。

弁護士の同席を認めないのは、限られた時間の中で調停を成立させるためには、少人数で話し合った方がよいと考えられているからである。しかし、当事者が異議を唱えない場合には、一方当事者の代理人が同席することまでも排除するものではない。

(10) 共同調停の日数と時間

MiKK では、準備（調停人相互の連絡、スクリーニングを含む）に 2 時間、フォローアップに 1 時間程度を含めて、合計 10～14 時間程度かかることが多い。調停は 2～3 日で行っている。

共同調停では、時差や通訳を考慮し、調停期日自体は 3 時間×4 回とする。時間帯としてはドイツの朝 9 時から 3 時間（日本で夜 5 時から 8 時）が考えられる。調停人のみでその日の話し合いを振り返り、次回の期日での方針等を

協議するための時間が各調停期日の後 30 分から 1 時間程度は必要である。

LBP・TP とも住居から調停が実施される場所までが遠く、宿泊をしなければならぬという場合には、たとえば 1 週間の間に 4 日間調停期日を設けることが当事者には負担となる可能性がある。もっとも、面会交流の事案では、連続して行う必要はなく、あまり問題とはならない場合もあると思われる。

(11) 共同調停のツール

共同調停のツールとして、スカイプを利用することについては、消極的である。ドイツでは、スカイプが秘密保持の点に懸念があると考える弁護士が多いからである。また、スカイプはホワイトボードのように簡単に論点を書き出し、共有するということができないことが難点である。論点を書き出して、目に見える形にして、整理をしていくことは重要である。オーストラリア家庭裁判所で利用されている調停システムは、メモも共有できるのがとても良い。

現在、MiKK において、どのようなツールがよいかを調査するための資金を得て、調査を行っているところである。もっとも、この調査結果が出る前に、共同調停が実施されることになった場合には、スカイプの利用を拒むものではない。

(12) 共同調停費用の実施機関による負担

MiKK の調停人の報酬は、調停人によって異なるが、平均的には 1 時間 100 ユーロ程度で引き受けてもらっているため、次のとおり、1 回の調停に MiKK の調停人の報酬として 1,700 ユーロ程度がかかる見込みである。本共同調停について、MiKK の調停人が外国政府から外国調停機関を通じて支払を受けることについての問題はない。MiKK が報酬を受け取ることはないが、報酬を受け取った調停人に対しては任意で寄付を依頼する。

MiKK 調停人の報酬

スクリーニング等の準備	2 時間	200 ユーロ
調停期日 (3 時間×4 回)	12 時間	1,200 ユーロ
調停人同士の打合せ (1 時間×3 回)	3 時間	300 ユーロ
合計		1,700 ユーロ

上記の MiKK の調停人報酬に加えて、調停人の交通費・宿泊費、通訳費用、MiKK の実費 (通信費等) が必要となる。なお、通訳費用については、MiKK を通じてではなく、調停機関または当事者が直接通訳人に支払うことになる。

(13) 当事者から提供された情報の共有方法について

調停前に片方の当事者が調停人に自分の主張や事実経過を伝えることを防

ぐために、そのような書類が送られる場合には他方にも開示されなければならない。これまでに調停人だけに大量の文書が送られてくることがあることから、そういった形の一方向的な情報提供を制限するために、他方への開示を義務付けている。

また、調停期日において、調停をどのように進めるか、双方の話が聞こえる状態で話をするか、片方から話をきくかということは調停人が事案や内容に応じて判断することとなる。共同調停では、当事者が同席をしている調停人のみ特定の情報を伝える場合があると考えられる。しかし、そのような場合に、情報を受けた調停人は、当事者の承諾を得ることなく、当然に他方の調停人に伝えることができる。共同調停では、たとえばドイツ語を話す調停人とドイツ語を話す LBP がドイツ語で話をする場合、ドイツ語を解さない日本にいる調停人は通訳を介して話の内容を聞くことになる。また通訳を待っている間にドイツにいる LBP が調停人に対して重要な情報を話すことがあるかもしれない。このような場合、通常の両方の調停人が当然に得られる情報であるが、共同調停で物理的に離れているために得られず、情報の格差が生じることを避けるために、調停人間での情報共有が必要となる。

調停の最中に、片方から話を聞いていたときに、相手には伝えないでほしいという前置きとともに調停人に伝えられた事項について他方の当事者に伝えるかどうかということが問題になることがある。たとえば「新しい恋人と同居を始めた」というような面会交流等において影響を与えるような重要な情報については、調停人から他方と共有をするように促すことになろう。どうしても重要な情報を共有しようとしめない場合には、調停を打ち切るという判断をすることになるかもしれない。このような対応については、調停人の裁量に委ねられる。

(14) 合意の裁判所への持ち込み

調停には弁護士が同席しないことが原則となっている。そのため、「調停をすることについての合意」の文書では、調停で作成した合意案は、後日、法的拘束力を生じさせる前に弁護士からのアドバイスをもらうために作成するものであり、調停で作成された合意案がすぐに法的拘束力を有するように意図したものではないことが明記されているもっとも、当事者が調停中に合意案の内容について弁護士のアドバイスを受けることができた場合には、法的拘束力を有する合意とすることができる。

共同調停で作成する文書については、あくまでも合意書案として調停人も当事者も署名押印をしないこともあり得る。また、当事者が弁護士のアドバイスを受けていないものであり、弁護士のアドバイスを受けることを停止条件

として明記して、当事者が合意書に署名をすることも考えられる。

当事者間が共同調停において合意に至っても、当然に執行力を有するわけではない。執行力のある合意とするためには、日本またはドイツ、あるいは両国での裁判所に持ち込み、正式に合意とする必要がある。裁判所に持ち込むかどうかについても、当事者が決めるべきことであるから、共同調停の中で話し合うことになる。

以上のとおり、共同調停において作成する文書については、当然に法的拘束力を有するものを目指すものではない。そのため、調停人は、当事者の意向や共同調停の状況、時間的制限等に応じて、調停の成果とする文書の法的性格をどのようなものとするかを意識しながら、調停を進めることが必要となる。言うまでもなく、当事者が文書の法的性格について十分理解した上で署名するように、調停人は十分な説明を行わなければならない。

(15) 証拠の制限

調停での話し合いが柔軟に行われるように、調停中の発言、資料については秘密として保護されなければならない。調停人は、両者からの書面による合意なしに、それらを第三者に開示することは許されない。

また当事者も、合意に法的拘束力を持たせるという目的以外で、裁判所に合意書を持ち込んで서는ならないこと約束することが求められる。「調停するための合意」の文書でも、調停での合意が何ら当事者間の権利関係に影響を与えるものではないことが明記されている。「No prejudice」の条項は、実質的な裁判期日(substantive court hearings)が予定されている場合を想定しており、合意書に法的拘束力を持たせるという手続的な裁判期日において合意書を提出し、合意に至った経緯を説明することを妨げるものではない。

(16) 言語

MiKK との共同調停では、調停人と当事者の共通言語がないという場合が頻繁に生じることが考えられる。そのような場合には、当事者は調停を始める前に、どの言語で合意案を作成するのかを合意することとしている。しかし、調停の期日では、たとえば、日本人の当事者が日本語を解する調停人に対して、日本語で話しかけることに問題はない。ただし、上記 13 で述べたように、日本語で一方の調停人だけに伝えた内容であっても、他方の調停人とは共有される。

仮に日本の中央当局によって通訳費用が負担されないとしても、当事者は自己の負担で通訳を雇うことができることとしている。親族や友人を通訳として同席させたいと当事者が望む場合があるかもしれないが、そのような第

三者を同席させることで、調停が中立な場ではなくなる場合もありうる。調停人がそのような懸念を持つ場合には、通訳の選任をできるように、通訳を選任する権利を調停人が有することとしている。

V. 米国に関する調査結果及び二国間共同調停に関する制度設計の研究

1. 米国に関する調査結果

(1) 米国における ADR の状況

(ア) 調停制度の概略

米国は連邦制国家であり、家族法は州の管轄に属する。そのため、家族法の実体法及び、家族法事件の紛争解決手続は、すべて州の権限に属し、各州がそれぞれ独自の法制度を定め、運用している。

米国各州の家事事件に関する裁判手続について統一法はないが、一般的に、当事者対立型（adversarial）であるとされ、民事裁判手続と同じく、ディスカバリー、デポジション等による証拠収集手続が用いられ、当事者が争った場合（contested）トライアルを経て、裁判官が決定を行う。米国の弁護士費用は時間制である場合が多いことから、当事者は争えば争うだけ、手続が進めば進むだけ、弁護士費用が増加する。米国においては、当事者にとっては、弁護士費用の高さが、話し合いによる解決を模索する動機の一つとなっていると言えよう。また、家事事件における調停の利点として、自分たちの問題を第三者である裁判官に決めてもらうよりも自分たちで決めるべきであるという、家族問題における当事者自治の視点もよく聞かれる。離婚はすべて裁判所の決定を要する米国において、当事者の合意に基づく解決というのが、弁護士費用の高さと並んで当事者にとって調停利用の動機の一つとなっているように見える。

家事事件の裁判手続の管轄は州に属し、家事調停の位置付けも州によって異なるが、州によっては、家事事件における調停を積極的に推進している。米国報告書部分の執筆者自身が関与した、米国の裁判所における、アメリカ人と日本人の夫婦間の離婚や子の監護に関する事件において、調停を義務付ける州法の規定や、調停を試みることを命ずる裁判所の決定、または、当事者の希望により、調停が実施された例は少なくない（イリノイ州、カリフォルニア州、コネティカット州、テネシー州、フロリダ州、ミネソタ州、ワシントン州における家事事件での経験）。

(イ) コンプライアンス（調停資格等）

米国においては、調停人資格認定や資格付与、調停人の職務規律や倫理規定について、全国レベルでの統一的な制度も、全州に共通の制度もない。

調停制度は州毎に異なるが、一般的に、私的調停として家事調停を行うために要求される資格はない。多くの州では、裁判所が調停を行う当事者のために調停人リストを作成したり、裁判所が調停人を紹介する制度を設けており、このような裁判所の調停人リストに搭載される調停人とな

するためには、一定の調停研修の修了等が要求されることが多い。また、調停人の協会・団体等に参加するためには、一定時間の研修の修了、特定の分野の件数や実務経験年数、一定の大学の学位や学歴、当該団体の実務の規則についての同意等の条件を満たすことを要求されることがある。なお、ここで言う調停人の協会・団体等とは、私的団体であり、調停人は、調停事件の紹介を受けたり、ネットワークや研修を受ける目的で、様々な協会や団体に参加している。

調停人のための研修についても、全米での統一的なものは存在しない。調停人研修は、営利団体、非営利団体、裁判所、個人のトレーナー等によって提供されている。弁護士会が提供していることもある。調停一般についての基礎的研修は、約 35 から 40 時間行われることが多く、家事調停人向けの研修として、調停一般の基礎的研修を受けたうえで受ける、家事事件に特有の調停技術や、ドメスティック・バイオレンスに関する調停技術についての研修も提供されている。また、調停人に対する様々な継続教育コースも提供されている。米国におけるこれらの調停人研修は、典型的な 1 週間の研修で、概ね、1,500 から 2,000 米ドルで提供されている。

(2) 米国の ADR 機関の状況

(ア) 米国に存する ADR 機関の状況

州によって、調停機関が存する州とそうでない州があるが、調停を実施する全米レベルの調停機関は存在しない。

Association for Conflict Resolution は、2001 年に 3 つの団体(Academy of Family Mediation、Conflict Resolution Education Network、National Institute for Dispute Resolution の後継団体) が合併して設立された非営利団体であるが、調停の実施は行っていない。同協会は、紛争解決に関する教育を支援する任意団体であり、米国内外の、調停人及び紛争解決の実務家が参加している。協会の主な活動は、研修やスタンダードの作成等である。協会の部会の 1 つに家族部会があり、同協会では、Model Standard of Practices for Family and Divorce Mediation を作成している。American Arbitration Association、及び、JAMS は、紹介を受けて調停を行う私的調停人のリストを作成しているが、いずれの団体も、所属調停人のほとんどは、家族事件調停は扱っていない。また、いずれの団体のリストも、米国以外の調停人及び紛争解決実務家を含んでいる。

(イ) ハーグ条約事件を含む国際家事調停を実施し、または、調停人を紹介する ADR 機関の状況

米国においては、現在のところ、イギリスにおけるリユナイトや、ドイ

ツにおける MiKK のような、ハーグ条約事件を含む国際家事事件を対象とする専門の調停人による調停を実施し、または、調停人の紹介を行う ADR 機関の存在は知られていない。

ハーグ条約のための米国の中央当局である国務省は、米国にとってのインカミング・ケース(子どもが米国内におり、米国がハーグ条約に基づく返還または面会交流の被要請国であるケース)のうち面会交流の事案で、当事者双方が調停を試みることを希望した場合は、ロースクールのリーガル・クリニックによる無料の調停を紹介している。ハーグ面会交流事件のために無料で調停を提供するロースクールは、本報告書作成時点では、全米に4つあるが(マイアミ、ペンシルバニア、ボルティモア、ヒューストン)、実際に、調停に回付された事件の数は少ないようである。米国の中央当局は、ハーグ条約事案を私的調停に紹介することはなく、また、返還事件については、いかなる調停サービスへの紹介も行っていない。その背景としては、返還事件においては、返還請求の申立人が調停に参加すること自体、返還請求権を放棄することになると受け取られないしそのように相手方から主張されるのではないかとの懸念がある一方で、面会交流事件の場合は、調停に参加することによる返還請求権の放棄や管轄の移動への黙示的合意とみなされる可能性や返還裁判への影響についての懸念がなく、具体的な面会交流のあり方を話し合うことが焦点となるため、調停になじむとの考え方があられるようである。

スイスのジュネーブに本部を置く、非営利のソーシャル・ワーカーの国際的機関である International Social Service (国際社会事業団、以下、「ISS」という。)は、国境を越える子の移動に関わる分野において子の福祉・保護のために活動を行っており、国際的な子の連れ去りもその活動分野の1つである。ISSは、ハーグ条約事案における調停の活用を推進しており、ISSの各国支部の中には、ハーグ調停の実施を行っているところもある(ISS オーストラリアがその一例)。ISSの米国支部である ISS-USAは、メリーランド州ボルティモアに事務所を置く非営利団体であり、国際的な子の連れ去りも、活動分野の1つとしてはいるが、ハーグ調停の実施はしていない。

(ウ) American Bar Association Task Force on International Family Mediation

ABA Task Force の設置

American Bar Association(米国法曹協会、以下、「ABA」という。)の Section of International Law (国際法部、以下、「ABA-SIL」という。)は、2011年に、Task Force on International Family

Mediation (国際家族調停に関するタスクフォース、以下、「ABA 国際家事調停タスクフォース」、または、単に「タスクフォース」という。)を設置した。

ABA は、米国における最大の法曹団体であり、本部はイリノイ州シカゴにあるが、ワシントン D.C.にも事務所を有する。日本における日本弁護士連合会のように、弁護士による加入が義務付けられた強制加入の法曹団体ではなく、会費を支払うことによって任意に参加する会員から成る任意加入の法曹団体である。会員には、米国において法曹資格を有する法律家(弁護士、裁判官、検察官といった実務法曹、研究者)のほか、外国において法曹資格を有する法律家、米国のロースクール生、非法律分野の専門家も含まれる。

タスクフォースの中心メンバーは、ABA-SIL の活動メンバーであるが、タスクフォースは、適切な関係者に関与してもらうという目的から、ハーグ条約のための米国の中央当局である米国国務省、かつては、ハーグ条約のための米国の中央当局の業務のうち、米国にとってのインカミング・ケースに関する業務について国務省から委託を受けていた非政府機関であり、現在もハーグ条約の実施について米国の中央当局と密接な連携協力関係にある National Center for Missing & Exploited Children、ハーグ国際私法会議事務局、ABA Center on Children and the Law、及び、ABA Commission on Domestic Violence からメンバーが参加している。

タスクフォースは、参加メンバーが、全米、及び、米国外に散らばっているため、定期的な電話会議を通じて活動をしているが、何度か実際に集まったの会合も行っている。

国際家事事件の調停のためのガイドライン草案

タスクフォースの最初の活動は、米国における国際家事調停の最良の実行について協議し、勧告をガイドラインとしてまとめることであり、タスクフォースは、2012年10月、“Guidelines for Mediating International Family Matters”(「国際家事事件の調停のためのガイドライン」、以下、「ガイドライン」という。)草案をまとめたが、本報告書作成時点では、ABA のガイドラインとして採択されるには至っておらず、草案としても公表はされていない。

ガイドライン草案は、事件のスクリーニング、調停人のバックグラウンド、調停の形式、通訳・翻訳、守秘義務、調停参加についての合意、調停人トレーニングのカリキュラム、メンター、調停における弁護士の役割、調停における子の役割、調停における第三者の役割、DV

の主張への対応、調停のためのロジスティクスに関する問題、低額の費用及び裁判所併設型調停、調停人の広告といった重要な項目を包含し、各項目について望ましい実行例として指針を示している。

ハーグ条約事案を含む国際家事事件を対象とする専門の調停人による調停を実施し、または、調停人の紹介を行う ADR 機関の存在が知られていない米国において、ガイドライン草案は、米国における家事調停一般についての実務を踏まえた、米国の専門家らによる、国際家事調停についての良い実行例の考え方を示したものとして、参考となる。

国際家事調停のための研修

ABA は、タスクフォースが中心となって、2013 年 11 月に、約 20 名の米国の調停人に対し、国際家事調停のためのスキルに関する研修を実施しており、2015 年 11 月には、さらに、約 20 名の米国調停人に対する研修を実施する予定である。

ABA は、この研修を受けた調停人のリストを保有しているが、調停事件のために、リストに掲載された調停人を紹介することは行っていない。

日本との関わり

本報告書米国部分執筆者は、ABA が 2013 年 11 月に行った国際家事調停のための研修に日本からのオブザーバーとして参加しており、2015 年 11 月に実施される研修には、講師として招聘され参加する予定である。また、2013 年の研修を受けた米国調停人の中には、ロサンゼルスで家事調停人として調停を行っている日本人の米国調停人オザキ・トシエ氏がいる。

現在のタスクフォースの委員長であるメリッサ・クシンスキ氏は、米国においてハーグ調停実施の経験を複数有する調停人であり弁護士でもある。同氏は、2014 年 9 月、米国国務省から派遣され、東京において、オザキ氏及び執筆者と共に、2 日間の国際家事調停研修の講師を務めた。

(工) 米国に存する ADR 機関の状況についての調査結果

以上のとおり、本報告書作成時点において、米国においては、ハーグ条約事件を含む国際家事事件を対象とする専門の調停人による調停を実施し、または、調停人の紹介を行う ADR 機関の存在は知られていないため、かかる ADR 機関の存在を前提とした下記の調査項目についての直接の調査結果としては、いずれも該当なし、ないし回答不能である。

そのうえで、米国調査チームは、ABA 国際家事調停タスクフォースの

協力を得て、米国における家事調停の実務の状況について書面照会による情報収集、及び、聴き取り調査を行い、その結果に基づき、下記項目のうち、回答しうるものについては、回答しうる範囲で報告をまとめた。

組織体制（登録しているあっせん人の人数、あっせん人の職業、運営事務局の人員数、組織沿革、国内及び国外の支部等に関する情報を含む）

家事調停、特に、国際家事調停を実施し、または、調停人の紹介を行う ADR 機関の存在は知られていない。

州によっては、裁判所が調停人リストを作成しているが、米国における裁判所併設型調停人リストの有無及び状況は州によって異なる。その全容に関する公的な情報はなく、裁判所の調停人リストの人数、職業を把握することは困難である。一般に、米国各州において、家事調停人の資格要件や認定制度は特に設けられていないが、裁判所調停人として登録されるための要件として、一定の調停研修の修了等が定められていることが多い。

設備体制（あっせん実施のための部屋、オンラインや電話による期日実施のための設備等に関する情報を含む）

私的調停人が弁護士である場合は、法律事務所で調停を行うことが一般的なようである。コミュニティに存する私的な家事調停実施機関では、調停実施のための部屋が用意されている場合がある。費用体系、公的扶助（個別案件において申請者に請求する費用、公的扶助、機関全体の予算等に関する情報を含む）

米国の私的調停人は、時間制で費用を請求するのが一般的であるが、その金額は、州によって異なる。比較的小さく、より地方の州では、調停人の費用は、1時間 50 から 100 米ドルと低額であるが、より大きく、都市地域においては、調停人の費用は、1時間 500 から 600 米ドルと高額である。調停人の費用の金額は、調停人の費用設定と経験によって左右され、著しく差がある。いくつかの機関では、低額または無料の家事調停を提供するところもあるが、一般的に、そうしたサービスは、プロボノの法的支援のための法的支援協会のガイドラインや、その他の貧困ガイドラインの基準を満たす家族のみが受けられる。

調停人の中には、最初のスクリーニングやインテイク手続についても費用を請求する者もいるが、多くの調停人は、スクリーニングやインテイクの部分については費用を請求しない。

調停費用のための公的扶助は存しない。

調停実施における態様（使用可能言語、申立書等の各種フォーム、手

続の流れ等に関する情報を含む)

(i) スクリーニング

米国における私的調停では、調停のためのスクリーニングを行うのが一般的である。スクリーニングの目的は、調停人が、調停を行うことが適切か、安全確保のための措置をとる必要があるか、共同調停人または他の調停人による手続が必要か、翻訳者・通訳人、代理人、その他の第三者を手続に関与させる必要があるか、その他、調停を始めるために必要な情報を得ることにある。スクリーニングを誰が行うかは、調停人により異なる。自らスクリーニングを行うことを好む調停人もいれば、調停人とは別のスクリーニングについて研修を受けたスタッフによるスクリーニングを好む調停人もいる。スクリーニングは、調停期日の設定に先立ち、電話で行われるのが、一般的である。調停人は、自身の技術を評価し、当該事件を扱うに適切な調停人であると判断するか、そうでなければ、当該事件の調停を引き受けることを断らなければならない。調停人は、各当事者が調停手続に任意に参加しているかという程度と、調停が実効的ではなくなる程度に重大な力の不均衡をもたらすような状況がないかを確認しなければならない。

裁判所併設型調停におけるスクリーニングの実施については、調査していない。ただし、米国部分執筆者が関与した米国における裁判所併設型調停においては、調停人またはスタッフによるスクリーニングはなされていなかった(カリフォルニア州、フロリダ州、ミネソタ州での経験)。

(ii) 調停手続に参加することの合意書

私的調停の場合、調停人が作成した調停手続参加合意書が用いられる。一般的な調停参加合意書(Agreement to Mediate)には、守秘義務(confidentiality)、任意性(voluntariness)、誠実な参加(good faith participation)、調停人の役割の中立性(mediator's role as a neutral)及び、費用(payment)が明記される。

裁判所併設型調停の場合、裁判所が調停手続についての規則を定めていることがあり、その場合は、当該規則に基づいて調停手続が実施される。

(iii) 同席調停 / 別席調停

調停人がどのように調停を行うかは、調停人によって異なる。

調停が別席で行われる場合、調停期日に当事者双方が出席することは必要がない。調停人によっては、少なくとも最初の調停期日には全員が参加することを好む。調停事件によっても、調停の行い方は異なる。同席調停を行うかどうかは、調停人の柔軟性と技術、及び、個人的な指向による。

(iv) 弁護士の同席

当事者が代理人弁護士を選任している場合、弁護士を調停期日に同席させることは、当該当事者の絶対的な権利であるが、そうすることを要求される訳ではない。当事者によっては、自分の弁護士には質問ができるように確保しておくだけで、調停期日に同席させることは費用がかかるため、同席はさせない。自分の弁護士を調停期日に同席させることを選ぶ当事者もいる。

調停人は、当事者双方が弁護士を選任しているのでなければ調停を引き受けないということもできる。

(v) 単独調停 / 共同調停

共同調停を行うかどうかは、事案毎の判断である。しばしば、私的調停は費用が高いため、2人の調停人による調停を行うことは、現実的ではなく、費用的に不可能な場合がある。調停は、任意の手続であるから、当事者が私的調停人を選び、当事者は、特定の調停人を希望しない場合、私的調停人を拒否し、あるいは、手続に参加させない権利を有する。

調停人の中には、共同調停しか行わない者もいる。このような調停人は、通常、快適に感じ、良い関係を有する他の調停人との関係を構築している。共同調停人が、国籍や文化、性格によって組み合わせが選ばれることは稀である。むしろ、背景(法律家調停人と精神医療の専門家調停人)に基づく組み合わせや、調停人同士のやりやすさ(お互いに快適か、お互いの技術や弱点を知っているか、お互いを補えるか)によって選ばれるのが、より一般的である。調停人同士がお互いに快適でない場合、共同調停は、単独調停で調停を行うよりも、事件にとって有害となることが多い。

(vi) 調停期日の設定(1回の期日の長さ・期日の回数・期日間の間隔)

特に決まったやり方はない。トライアルの期日が決まっている場合は、調停は迅速に行う必要があるため、終日1回の期日で行われることもある。理想的には、調停は、2、3週間間に数回かけて行われるのが良い。当事者が調停に参加するために

移動してくる場合は、調停期日は連続した日程で行う必要を生ずることがある。調停期日の長さは、完全に事案によるが、多くの米国の調停人は、2、3時間調停を続けると、調停人も当事者も疲れて休憩が必要となるし、そのため、何回かに分けた短めの期日を好むことが多い。

(vii) 電話・スカイプによる調停

必要があれば、電話やスカイプによる調停も可能である。多くの米国家事調停人は、より容易で迅速に関係構築がしやすく、お互いに快適で話合いに集中しやすいため、対面で調停を行うことを好む。しかしながら、当事者の一方または双方が、すべての、または、何回かの調停期日に直接参加することができない場合、調停人は、電話またはスカイプを使うこともある。電話またはスカイプによる調停を行うかどうかは、調停人と当事者の判断である。調停人の中には、オンラインによる調停は行わないという者もいる。

(viii) 調停で成立した合意の法的拘束力・執行力

調停で成立した合意は、合意としての法的拘束力を有するものと考えられている。ただし、離婚のような、必ず裁判所の決定を必要とする事項については、合意が裁判所命令に組み込まれない限り、離婚の効力は発生しない。

調停で成立した合意について、当事者が、裁判所命令としての法的効力・執行力を付与したいと考える場合は、当事者において、合意を裁判所命令として組み込むための手続を行う必要がある。この場合、裁判所は、調停で成立した合意にそのまま拘束される訳ではない。特に、子の監護や養育費等に関する事項については、裁判所は、合意内容をそのまま裁判所命令とするかについて裁量を有するが、実際には、当事者双方が任意に合意したかどうかを確認し、合意内容どおりの裁判所命令が出されることが多いようである。

なお、この点についても、米国の場合、州や郡によって法制度や実務が異なることに注意が必要である。

(オ) ハーグ条約事案に関しての費用体系、調停の態様(通常の調停とハーグ条約事案との異なる取り扱いの有無。異なる場合の異なる内容(裁判手続との関係、裁判所・ハーグ条約中央当局との連携や個人情報の共有について等)を含む)

米国においては、ハーグ条約事案のための調停を実施する ADR 機関の

存在が知られておらず、ハーグ調停の経験を有する私的調停人の数及び取扱件数も多くなく、データが集積されていない。

一般に、既に、裁判所に事件が係属している場合、調停人は、裁判所が設定した期限やスケジュールの枠内で調停を行う必要がある。裁判官によっては、審理を停止したり、調停期日を入れることを可能にするために、トライアルの期日を先に指定することもある。しかしながら、裁判官は、迅速な解決の要求も認識しているため、調停人は、しばしば、迅速に期日を設定し調停を行う必要がある。当事者が合意に達した場合、子の返還または不返還の合意は、返還裁判が係属している裁判所によって、裁判所命令に組み込むことが可能である。当事者の合意が、監護権、子の養育費、その他の、「監護」に関する規定を含む場合、返還裁判が係属している裁判所は、かかる合意を裁判所合意に組み入れる管轄を有しない可能性がある。

米国中央当局は、当事者双方にプロボノの代理人弁護士が就いている、ごく少数のインカミングのハーグ面会交流事件を、クリニック教育プログラムにおいて、法学の教授の監督の下でロースクールの学生が調停を行うロースクールに紹介してきた。

(カ) 調停実績（年間総取扱件数、ハーグ事案に関する年間取扱件数、成立・不調の比率等に関する情報を含む）

統計データ、情報が存しない。

(キ) 二国間共同調停の実績（相手国内訳、手続の流れ等に関する情報を含む）
ない。

2. 米国における ADR の制度設計

(1) 米国の ADR 機関との二国間共同調停の制度構築の可能性

米国においては、本調査の結果、明らかとなった、本報告書作成時点における、次のとおりの現状に照らし、直ちに、日本の ADR 機関と米国の ADR 機関との間で、ハーグ条約事件のための二国間共同調停の制度を構築することは、困難であると考えられる。

- ・ 現在、ハーグ条約事件を含む国際家事事件を対象とする専門の私的調停人による調停を実施し、または、私的調停人の紹介を行う ADR 機関の存在が知られていないこと
- ・ 州によっては、裁判所併設型調停人リストを作成し、調停人の紹介を行っているところはあるが、全米レベルでの裁判所の調停人リストといったものはなく、また、ハーグ条約事件の調停の特殊性・専門性や、二国間共

同調停のための米国側機関として州裁判所との間で制度設計や実際の制度の運営を行うことを想定することは困難であること

- ・ ハーグ条約のための米国の中央当局である米国国務省は、米国にとってのインカミング面会交流事件については、当事者双方が調停を希望する場合にロースクールのクリニックへの紹介を行っているが、その実績数は限られているようであり、かつ返還事件における調停の利用・あり方については慎重な配慮の必要性も指摘されていること
- ・ ABA 国際家事調停タスクフォースが、国際家事事件の調停のためのガイドライン草案を取りまとめ、国際家事調停のための研修を実施しているが、ABA は ADR の実施は行っておらず、また、ハーグ条約事件を含む国際家事事件のための調停人リストを構築し、調停人の紹介を行う予定はないとされていること
- ・ ISS は、国によっては支部がハーグ条約事件のための調停を実施しているが、ISS-USA は、国際的な子の連れ去りも活動分野の1つとはしているものの、ハーグ条約事件のための調停の実施は行っていないこと

(2) 日米間におけるあり得べき二国間共同調停の制度設計

そこで、以下は、米国調査の結果を踏まえ、日米間において、ハーグ条約事件のための二国間共同調停の制度設計をするとした場合、最も現実的と考えられるモデル案を提示するものである。

(ア) 二国間共同調停の制度の枠組

実際の手続の流れ

ハーグ条約事件のための日米二国間共同調停の制度構築のために、ABA 国際家事調停タスクフォースに協力を求める。求める協力の内容としては、参加する調停人の要件、スクリーニング、同席・別席調停、弁護士の同席、守秘義務、費用等に関する制度の設計、及び、手続参加合意書の作成等について助言を得ること、及び、制度に参加する適切な米国調停人へのアウトリーチ（呼びかけ）、ハーグ条約事件を扱う米国弁護士に対する制度の説明等である。ABA 国際家事調停タスクフォースの協力が得られた場合、その協力の下に、調停人リストの作成、調停人の選任、調停手続、書式等の開発を行う。開発された制度及び手続を前提として、二国間共同調停制度に米国側調停人として参加することを希望する米国調停人を募る。

作成した米国調停人リストには、調停人のプロフィールを情報として含め、ISS-USA に協力を申し入れ、その同意を得て、ウェブサ

イトで公開する。

調停は、予め開発された調停手続に則って、日本側においては、ADR 機関が実施する調停、米国側においては、私的調停人個人が日本の ADR 機関との間で共同調停として行う私的調停としての性質を有する調停として実施する。

制度設計をする上での課題・論点、及び、両 ADR 機関による対応策

上記で述べた制度設計を行うにあたっては、ABA タスクフォース及び ISS-USA に対する協力要請を行い、協力について同意を得ることが必要である。

米国の私的調停人の費用は、州・地域によって著しく差があるが、二国間共同調停を引き受ける米国調停人の費用は、予め一律の金額を設定し、当該金額で調停を実施することに同意することを、二国間共同調停人リストへの登録要件とすることにより、この問題点は克服可能であると考ええる。

米国の調停制度、裁判所の調停人リストの登録要件、調停についての規律や倫理規定等は、州によって異なり、全米での統一的な規律・規則は存在しないが、私的調停である限り、ある州の調停人が、他の州の当事者のために調停を実施すること、あるいは他の州に赴いて調停を実施することに制限はないから、特段、制度設計にとっての障害にはならないと考える。

米国においては、ハーグ条約事件のための調停の経験を有する調停人の数は限られているようであることから、二国間共同調停の調停人リストに登録する家事調停人の確保は課題となると考えられる。

また、米国においては、ハーグ返還事件を担当する裁判官が、当事者に対し、調停を行うよう示唆する場合もあるとのことであるが、ハーグ返還事件における調停の利用については、返還請求権、返還裁判への影響や、調停合意の執行力に対する懸念等から、これまでは必ずしも積極的に活用されていないようである。このため、こうした懸念を踏まえた注意深い制度・手続の設計と、ハーグ条約事件、特に、返還事件において代理人となる弁護士に対する二国間共同調停についての情報提供が必要かつ重要である。

二国間共同調停の調停人リストに登録する調停人候補者の募集、ハーグ条約事件を扱う弁護士に対する二国間共同調停についての情報提供については、ABA タスクフォースの協力が必要である。

(イ) 当該 ADR 機関と日本の ADR 機関との二国間共同調停に関する基本合意書案

前項（ア）に述べたとおり、ABA 国際家事調停タスクフォースから協力の同意が得られた場合、タスクフォースの協力を得て、日本の ADR 機関と米国の私的調停人個人とが行う共同調停に関する基本合意書を開發する。

- (ウ) 当該 ADR 機関と日本の ADR 機関との二国間共同調停を実施する場合に必要な手続書面(当事者と両 ADR 機関との間で交わす私的調停参加の合意書、手続の流れの説明書（手引き）、申立書等のフォームを含む)の案

前項（ア）に述べたとおり、ABA 国際家事調停タスクフォースから協力の同意が得られた場合、タスクフォースの協力を得て、日本の ADR 機関と米国の私的調停人個人とが行う共同調停のための手続書面を開發する。

本報告書としては、手続書面案の提示には至らないが、今後、手続書面案の開發にあたり参考とし得る、米国メリーランド州の私的調停人が使用している、当事者と私的調停人との間の調停参加合意書を、以下に紹介する。

3. メリーランド州私的調停人が使用している調停参加合意書

< 英文原本 >

AGREEMENT TO MEDIATE

THIS AGREEMENT is made between the undersigned parties and [] (“Mediator”).

1. The parties desire a resolution of all issues regarding their child(ren).

Good Faith Efforts

2. The parties agree that they enter into this mediation in good faith and with good intentions, and shall be honest and provide full disclosure of all relevant facts and circumstances that may be necessary for the Mediator to help in resolving this matter.

3. The parties agree to cooperate fully in the mediation. The Mediator may not make decisions for the parties, nor advise the parties what they should or should not do on any issue. The Mediator, where appropriate, may furnish factual information which the parties may use in resolving an issue and will facilitate and assist the parties in reaching an agreement.

Payment

4. The parties agree to share in all costs and expenses of the mediation, including the Mediator’s fee. The Mediator shall be compensated at a rate of Three Hundred dollars (\$300) per hour. The Mediator shall require an advance retainer payment of \$_____, to be applied at the Mediator’s hourly rate. The Mediator shall also be compensated for any document that the Mediator would prepare, as well as for any other consultations other than the regular scheduled mediation sessions. The parties agree to reimburse the Mediator for the cost of airfare, hotel, and ground transportation to conduct the mediation outside of the Mediator’s office location. If the Mediator is required to pursue payment, the parties agree that the Mediator may do so in the jurisdiction where the Mediator’s office is located (Montgomery County, Maryland),

and the Mediator may obtain any necessary and reasonable fees and costs associated with this pursuit.

Confidentiality

5. The parties agree that all information and communication divulged to the Mediator during the sessions, or individually outside of the sessions, shall be treated as confidential and personal and will not be released by the Mediator to anyone unless the Mediator is ordered to do so by any court of competent jurisdiction, or by federal or state law of the jurisdiction where the Mediator is conducting the mediation (herein _____). This Agreement to Mediate and any final settlement shall not be confidential. Allegations of child or elder abuse and credible threats of personal harm must be disclosed by the Mediator, if necessary to prevent people from being harmed. The Mediator makes no representations as to the current law in any jurisdiction regarding the confidentiality of mediation.

6. The parties agree that they shall not subpoena any of the Mediator's files or the contents of the Mediator's files, and are prohibited from requiring the production of any documents, records, recordings or other tangible objects made by the Mediator. The parties, or their agents or representatives, shall be prohibited from requiring the Mediator to participate in any court or judicial proceeding in any jurisdiction. If the Mediator is mandated, for any reason, to participate in any court or judicial proceeding in any jurisdiction, or to produce tangible records from the mediation, the parties shall be responsible for the cost associated therewith, including any attorney's fees paid by the Mediator, and the cost of the Mediator's time at the hourly rate stated herein.

7. The parties agree that all discussions for offers of compromise or settlement are made without prejudice and will not be utilized in any court action in the event that the mediation process does not succeed. The parties are prohibited from using anything said or done by the other party during the mediation process in any court or judicial proceeding in any jurisdiction.

8. There shall be no record or recordings of the actual mediation sessions, nor shall either party request any be kept.

9. Third parties or non-parties may participate in any mediation session only by agreement of the parties and the mediator and must sign a confidentiality agreement and be bound by the same rules of confidentiality that the parties and mediator are bound.

10. Either party or the mediator may, at any time, during mediation request a caucus. A caucus is where one party and the mediator meet privately separate from the other party. Everything said in caucus is confidential, unless the party to the caucus consents that some or all of the information may be shared.

11. The parties shall execute a separate Confidentiality Agreement.

Mediator's Role

12. The parties agree that the Mediator is not a legal advisor, although she is an attorney licensed to practice in the state courts of Maryland and the District of Columbia in the United States of America, and the U.S. District Court for the District of Maryland. The Mediator does not represent either party and the creation of an attorney/client relationship shall not be inferred or implied. The Mediator does not give legal advice nor perform legal services for the parties. While the Mediator does have a duty of honesty to both parties, she does not have a duty of loyalty to either party. Any gratuitous statements made by the Mediator to either party do not constitute "legal representation."

13. The Mediator's predominant mediation practice is situated in the State of Maryland, and the Mediator abides by the Maryland Standards of Conduct for Mediators, Arbitrators and other ADR Practitioners and the Maryland Program for Mediator Excellence Maryland Standards of Conduct for Mediators, a copy of which has been provided to the parties to this mediation.

14. The parties acknowledge that they have been advised to retain independent legal counsel for the purpose of protecting their own individual interests, and especially before any Agreement, Stipulation, or Consent Order is executed.

15. The Mediator has no authority to determine which jurisdiction will enforce any final agreement, nor can she guarantee that any agreement reached by the parties will be enforceable in any jurisdiction.

Scheduling

16. The parties agree to be prompt when responding to the Mediator or to either party, and agree to use good faith in working with the Mediator and the other party to schedule all mediation sessions. If either party requires that a mediation session shall be canceled, that party must contact the Mediator at least twenty-four (24) hours in advance of the session, or forty-eight (48) hours in advance if the Mediator is required to travel outside of the Washington, D.C. metropolitan area.

17. Mediation may be conducted by one Mediator or two Mediators. Mediation may also require a consultant if specialized information is required. The Mediator shall have the discretion to suggest a consultant if the parties or Mediator deem one to be necessary.

18. The Mediator is responsible for determining the order in which the issues in mediation are discussed, and in guiding the parties in their exploration of the issues at hand.

19. The Mediation may be conducted in one or more sessions of varying lengths, as is appropriate or necessary. The Mediation will be conducted in the English language, except to the extent that either party, or the mediator, requests the use of a foreign language interpreter to facilitate communication. Any document that the Mediator produces will be produced in English and the parties must bear the expense of having it translated to any other language, if necessary.

Voluntariness

20. Mediation is a voluntary process, and either party has the right to terminate mediation at any time.

Conflict of Interest

21. If the Mediator has any perceived conflict of interest, the Mediator shall disclose this conflict of interest to both parties, and shall obtain a written waiver of the conflict of interest from the parties before proceeding.

22. This Agreement to Mediate is a binding contract between those who sign it. It shall be construed under the laws of the State of Maryland.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereby affix their hands and seals this _____ day of _____, 20XX,

Party (SEAL) Attorney

Party (SEAL) Attorney

[], Mediator

Mediation Confidentiality Agreement

The participants, including any third parties, non-parties, attorneys, and mediators agree that:

1. No written or oral communication made by any party, attorney, or mediator or other participant in any mediation session in this case may be used for any purpose in any pending or future proceeding unless all parties, including the Mediator, so agree.
2. Disclosure of information, which otherwise is privileged, shall not alter its privileged character.
3. The parties shall not subpoena the mediator or any documents submitted to or prepared by the Mediator during or in connection with the mediation process. The mediator shall not testify voluntarily on behalf of a party.
4. This agreement shall not render inadmissible a written settlement agreement reached as a result of this mediation in an action to enforce that settlement.

Party (SEAL)

Attorney

Date

Date

Party (SEAL)

Attorney

Date

Date

<和訳>

調停参加合意書

下記に署名する当事者および●(以下「調停人」という)は、本調停参加合意書を締結する。

1. 当事者は、当事者の子(ら)に関わるすべての問題の解決を望んでいる。

誠実な努力

2. 当事者は、本調停に誠意と善意をもって参加することに同意し、正直に、調停人が本件の解決の支援を行うために必要なすべての関連事実および状況を全面的に開示しなければならない。
3. 当事者は調停に十分に協力することに同意する。調停人は当事者に代わって決定を下すことはできない。また、調停人は、当事者に対し、いかなる問題に関しても、当事者がすべきこと、あるいはすべきでないことを、助言することはできない。調停人は、適宜、当事者が問題の解決にあたり用いる事実情報を提供することができ、当事者が合意に至ることのできるよう手助けし、支援する。

費用

4. 当事者は、調停人費用を含むすべての調停費用を分担することに同意する。調停人は、1時間あたり300ドルのレートで対価を受ける。調停人は、_____ドルの着手金を前払いで請求し、これは、調停人の1時間あたりのレートで充当される。また、調停人は、調停人が作成する書類への対価および通常の調停期日以外のコンサルティングへの対価を受ける。当事者は、調停が調停人の事務所所在地以外の場所で行われる際に調停人が負担する航空券費用、宿泊費、交通費を調停人に返済することに同意する。調停人が当事者に対しかかる支払いを求める状況が生じた場合、当事者は、調停人がその請求を調停人の事務所所在地(メリーランド州モンゴメリー郡)の管轄地で行うことができることに同意し、調停人はその請求に関連する必要且つ合理的な費用を取得できる。

秘密保持

- 5 . 当事者は、調停期日において調停人に開示するすべての情報および通信ならびに調停期日外に調停人に個別に開示するすべての情報および通信は、個人情報として秘密にしなければならないことに合意し、調停人は、その情報および通信をいかなる者にも開示しない。ただし、管轄権を有する裁判所または調停人が調停を実施する管轄地（本合意書においては_____）における連邦法または州法により、その情報および通信の開示が命じられた場合はその限りではない。本調停参加合意および調停による最終的な合意は秘密保持の対象とはしない。児童虐待もしくは老人虐待の主張または個人に危害が及ぶと考えられるおそれがある場合、調停人は、人々に危害が及ばないようにする必要があれば、それを開示しなければならない。調停人は、調停の秘密保持に関しては、いかなる管轄地における現行法についても表明しない。
- 6 . 当事者は、調停人の記録または調停人の記録の内容に対する文書提出命令の申し立てをしないことに同意する。当事者は、調停人が作成するいかなる書類、記録、録画・録音もしくはその他の有形のものの提出を求めてはならない。当事者またはその代理人は、いかなる管轄地においても調停人に裁判手続きに参加することを求めてはならない。調停人が裁判手続きに参加することを強制された場合または調停の有形の記録の提出を強制された場合、それがいかなる理由により、いかなる管轄地におけるものであっても、当事者は、それに関連して調停人が支払う弁護士費用を含む費用および本調停参加合意書に記載する1時間のレートに基づく調停人の時間に対する対価を負担しなければならない。
- 7 . 当事者は、和解または紛争解決の提案に関するすべての議論は双方のいかなる法的権利をも損なわないこと、および、調停により合意が成立しなかった場合にその議論の内容はいかなる裁判手続きにも使用されないことに同意する。いずれの当事者も、調停手続における他方の当事者のあらゆる発言または行為を、いかなる管轄地におけるいかなる裁判手続きにおいても用いてはならない。
- 8 . 実際の調停期日の内容の記録または録画・録音は取らないものとする。いずれの当事者も、調停の内容の記録または録画・録音を要請しないものとする。
- 9 . 第三者または非当事者は、当事者および調停人の同意がある場合のみ調停期日に出席することができ、秘密保持契約に署名しなければならず、当事者および調停人に適用される秘密保持に関する規則と同一の規則に拘束される。
- 10 . いずれの当事者または調停人も、調停中いつでも別席調停（caucus）を求めることができる。別席調停とは、一方の当事者と調停人が他方の当事者と別席で会合を持つこと

をいう。別席調停におけるすべての発言は秘密保持の対象となる。ただし、別席調停に参加する当事者が、その情報の全部または一部を共有することに同意した場合はこの限りではない。

- 1 1 . 当事者は本調停参加合意とは別に秘密保持契約を締結する。

調停人の役割

- 1 2 . 調停人はアメリカ合衆国メリーランド州およびコロンビア特別区の州裁判所ならびにメリーランド地区の米国地方裁判所において業務を行う資格を持った弁護士であるが、当事者は、調停人が法に関するアドバイザーではないことに同意する。調停人はいずれの当事者をも代理するものではなく、弁護士と依頼者の関係が成立することも示唆されない。調停人は当事者に法に関する助言または法に関するサービスを提供するものではない。調停人は両当事者に対して誠実の義務を負う一方で、いずれの当事者に対しても忠実義務を負わない。調停人により当事者に対してなされた調停人の義務の範囲を超えるいかなる発言や意見も、「法的な表明」を意味するものではない。
- 1 3 . 調停人は主としてメリーランド州において調停業務を行い、「調停人、仲裁人およびその他の裁判外紛争処理（ADR）に携わる者のメリーランド州行為基準」（Maryland Standards of Conduct for Mediators, Arbitrators and other ADR Practitioners）および「調停人の業務向上のためのメリーランド州プログラム - 調停人に関わるメリーランド州行為基準」（Maryland Program for Mediator Excellence Maryland Standards of Conduct for Mediators）を遵守する。これらのコピーは、本調停の当事者に供している。
- 1 4 . 当事者は、それぞれの利益を守るため、特に合意書、約定書またはコンセントオーダー（consent order）の作成前において、個別に弁護士を雇うよう助言を受けていることを認める。
- 1 5 . 調停人は、どの管轄地が最終合意を執行するか決定する権限を持たない。また、調停人は、当事者間の合意が、いかなる管轄地においても、執行力を持つことを保証するものではない。

期日調整

- 16 . いずれの当事者も、調停人または他方の当事者に遅滞なく返答し、調停人および他方の当事者との各調停期日の調整にあたっては誠意をもって対応することに同意する。いずれかの当事者が調整期日を取り消す必要が生じた場合、その当事者は、調停の 24 時間前までに、また、調停人が調停のためにワシントン DC の首都圏外に赴く必要がある場合は調停の 48 時間前までに、調停人に連絡しなければならない。
- 17 . 調停は 1 人または 2 人の調停人によって行うことができる。また、専門的な情報を必要とする場合は、コンサルタントの参加が必要になる場合がある。当事者または調停人がそのようなコンサルタントの参加が必要であると考える場合、調停人はその裁量に基づいてコンサルタントを提案できる。
- 18 . 調停人は、調停で話し合う問題の順序を決定し、直面する問題の検討を当事者に促す責任を持つ。
- 19 . 調停は、適宜または必要に応じて、1 回または複数回の調停を、1 回の期日の長さを自由に設定して行うことができる。調停は英語で行うが、いずれかの当事者または調停人が要請する場合は、意思疎通を円滑にするために英語以外の言語の通訳を用いることができる。調停人が作成するすべての文書は英語で作成し、その文書を他の言語に翻訳する必要がある場合は、その費用は当事者が負担するものとする。

任意性

- 20 . 調停は任意の手続きであり、いずれの当事者もいつでも調停を終了させる権利を有する。

利益相反

- 21 . 調停人に利益相反がある事が認められる場合、調停人は両当事者にその利益相反を開示し、手続きを進める前に当事者からその利益相反に関わる権利の放棄を書面にて取得しなければならない。
- 22 . 本調停参加合意は、本調停参加合意書に署名する者間で拘束力を持つ契約である。本調停参加合意はメリーランド州の法律に従って解釈するものとする。

上記の証として、当事者は 20XX 年__月__日に本調停参加合意書に署名捺印した。

_____(印) _____
当事者 弁護士

_____(印) _____
当事者 弁護士

調停人：●

調停秘密保持契約

第三者、非当事者、弁護士、調停人を含む参加者は、以下の通り、合意する。

- 1 . 本件のあらゆる調停期日において当事者、弁護士、調停人またはその他の参加者が書面または口頭で伝えた情報は、調停人を含むすべての当事者の同意がない限り、係争中の手続きまたは将来の手続きにおいていかなる目的においても使用できない。
- 2 . 情報開示に関しては秘匿特権が適用されるが、情報が開示された場合でもその情報に秘匿特権が付随することに変わりはない。
- 3 . 当事者は、調停人に対して召喚の申し立てをしてはならない。また、当事者は、調停中もしくは調停に関連して調停人に提出された文書または調停中もしくは調停に関連して調停人が作成した文書に対して、文書提出命令の申し立てをしてはならない。調停人は、いずれの当事者のためにも、任意に証言してはならない。
- 4 . 本契約は、本調停の結果として成立した書面による合意を執行する裁判手続きにおいて、その合意を証拠として無効にするものではない。

_____(印) _____
当事者 弁護士

日付 日付

_____(印) _____
当事者 弁護士

日付 日付

調停人：●

VI. 結語・今後の課題

国際家事事件の解決制度の一つとしての二国間共同調停は、その必要性は認識されながらも実現の容易でない課題である。なかでも、子の奪取に関するハーグ条約に基づく事件を対象とし、特に、遠隔地に所在する当事者間の事案であれば、なおさらである。ハーグ条約の発効とともに、ヨーロッパを中心に二国間共同調停の必要性が認識されてきたが、本報告書は、こうした認識を一步すすめて、これを制度として実務化するための条件と実現プロセスを調査し報告することにした。その意味で、二国間共同調停の実務がまだ生まれたばかりの世界において、日本からのこの試みは、訪問国において歓迎をもって受けとめられ積極的な協力を得ることができた。

本調査は、アプローチとして相手国別ないし相手国調停機関別に制度の実務化を検討した。このアプローチにより、私たちは、二国間共同調停の前提である調停制度ないし調停観そのものが法制度・文化により違っているものであり、これを法制度・文化の違う当事者の家事紛争解決のために機能させるためには、調停制度・調停観の違いを克服することが必要であることを改めて認識することとなった。この違いは、相手国ないし相手国調停機関に応じて、内容も解決方法も異なる形で現れた。しかし、他方、違いの内容と解決方法が異なるとしても、違いの現れる場面には、共通性も見られた。調停人資格、スクリーニング、使用言語、弁護士同席、同席または別席調停、成立合意の効力、秘密保持義務などは、こうした共通の場面であった。本報告書で紹介した調停参加合意書、守秘義務契約書など、調停実施に伴う合意文書の内容は、こうした違いの個別性と共通性ととも、これら違いを克服してでも二国間調停を実施したいという調停関係者の努力を反映しているものともいえる。

私たちは、本報告書の公表が、二国間調停の本格的実施に資することとなることを心から願っている。

本報告書は、外務省からの委嘱により、公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）が作成したものであるが、実際の作業においては、以下に記載する同協会国際家事調停 PT メンバーの協力を得ている。

公益社団法人日本仲裁人協会

川村 明（理事長）
花水 征一（常務理事）
市毛 由美子（事務局長）

日本仲裁人協会国際家事調停 PT

鈴木五十三（座長）
池田 綾子（副座長） 大谷美紀子（副座長）
出井 直樹 橘高真佐美 黒田 愛 小池 美和 高瀬 朋子
高橋 未紗 永田ゆう子 藤井 薫 蓑毛 誠子 本島佳代子
レビン小林久子（敬称略、五十音順）